

令和 4 年度

市 税 概 要



大 分 市

目 次

第 1 章 市の概要

1	地 勢	1
2	沿 革	1
3	位 置 図	1
4	面積及び広ぼう	2
5	人口と世帯数の推移	2

第 2 章 税 務 機 構

1	税務機構図	3
2	税務機構の変せん	4
3	事務分掌	5
4	職員の年齢調	8
5	職員の平均勤続年数及び税務経験年数調	8
6	税務職員に関する比較	8

第 3 章 財 政 と 市 税

1	令和 4 年度一般会計予算	9
2	令和 3 年度一般会計決算	11
3	一般会計歳入歳出決算額の推移	13
4	市税納税義務者数（現年調定分・決算時）	14
5	市税年度別決算状況	15

第 4 章 市 民 税（県 民 税）

第1節 個人市民税（県民税）

1	市県民税当初調定額（当初課税）	20
2	市民税課税標準段階別課税状況（課税状況調）	21
3	市県民税負担額（当初課税）	22
4	令和 4 年度市民税所得種別構成比（課税状況調）	22
5	令和 4 年度市民税所得者区分別納税義務者数（課税状況調）	23

6	特別徴収義務者数（当初）	23
7	県民税あん分率	23
8	市民税の減免状況	24

第2節 法人市民税

1	法人市民税調定額推移	25
2	法人市民税税割額月別推移（現年度分）	25
3	法人市民税税割額業種別調定	26
4	均等割区分別申告法人件数	27

第5章 資産税（固定資産税・都市計画税・特別土地保有税）

第1節 固定資産税・交付金

1	納税義務者数（当初）	28
2	調定額の推移	28
3	土地筆数、家屋棟数（概要調書）	29
4	評価額及び課税標準額（当初）	29
5	土地に関する概要（概要調書）	30
6	宅地の用途状況（概要調書）	31
7	家屋に関する概要（概要調書）	32
8	種類別家屋（木造）（概要調書）	33
9	種類別家屋（非木造）（概要調書）	33
10	新增築分家屋（概要調書）	34
11	減失分家屋（概要調書）	34
12	償却資産の概要（概要調書）	35
13	交付金・納付金に関する概要（概要調書）	36

第2節 都市計画税

1	納税義務者数（当初）	37
2	調定額の推移	37
3	課税標準額の推移（当初）	38

第3節 特別土地保有税

	特別土地保有税の概要（決算時）	39
--	-----------------	----

第4節 その他

1	課税台帳閲覧件数	39
2	縦覧帳簿縦覧件数	39

第 6 章 諸 税

第1節 軽自動車税（種別割）

- 1 車種別課税台数及び調定額 ----- 40
- 2 軽自動車税（種別割）の減免 ----- 41

第2節 市たばこ税

- 市たばこ税の申告状況 ----- 41

第3節 入湯税

- 入湯税の申告状況 ----- 42

第4節 事業所税

- 事業所税の申告状況 ----- 42

第 7 章 徴 収

第1節 収 納

- 1 督促状発付状況 ----- 43
- 2 財産差押状況 ----- 44
- 3 執行停止の状況 ----- 44
- 4 不納欠損の状況 ----- 44
- 5 附帯金及び還付加算金に関する調 ----- 44
- 6 前納報奨金制度の変せん ----- 45

第2節 口座振替

- 口座振替の状況 ----- 46

第3節 納税貯蓄組合

- 1 組合の状況 ----- 47
- 2 加入状況 ----- 47

第4節 そ の 他

- 過誤納金還付状況 ----- 48

第 8 章 そ の 他

- 1 市税の徴税費に関する調 ----- 49
- 2 市税、資産の証明等に関する調 ----- 50
- 3 税務事務電算処理の概要 ----- 51
- 4 端末機等設置状況 ----- 53
- 5 固定資産評価審査委員会申出状況 ----- 54

第 9 章 国民健康保険税

1	機構及び事務分掌	55
2	令和 4 年度国民健康保険特別会計当初予算額	55
3	令和 3 年度国民健康保険特別会計決算額	56
4	自主財源と依存財源の調	56
5	国民健康保険税の状況	57
6	国民健康保険税年度別決算状況	58
7	国民健康保険税負担状況	59
8	督促状発付状況	59
9	過誤納金還付状況	60
10	執行停止の状況	60
11	不納欠損の状況	60

資 料

1	令和 4 年度市税一覧表	61
2	市税税率の変せん	63

第1章 市の概要

1 地 勢

本市は、九州の東端、瀬戸内海を臨み、高崎山をはじめ霊山、九六位山などの山々が連なり、市域の約半分を森林が占めるなど、豊かな緑に恵まれています。また、これらの山々を縫うように一級河川である大野川、大分川が南北に貫流しながら別府湾に注いでいます。

2 沿 革

大分市域は、5世紀前後には大和朝廷との結びつきを深め、7世紀の終わりごろには律令制のもとで豊後の国の国府が置かれ、瀬戸内海を通じて中央との海路往来も盛んに行われ、約450年にわたり政庁所在地として栄えました。鎌倉時代には、大友氏が豊後守護となり、さらにめざましい発展を遂げ、特に第21代宗麟公の時代には北部九州6カ国を支配下に治め、キリスト教を保護しながら南蛮貿易を積極的に進め、府内（大分）は異国情緒あふれた南蛮文化が花開き、九州の文化の中心となるなど隆盛をきわめました。

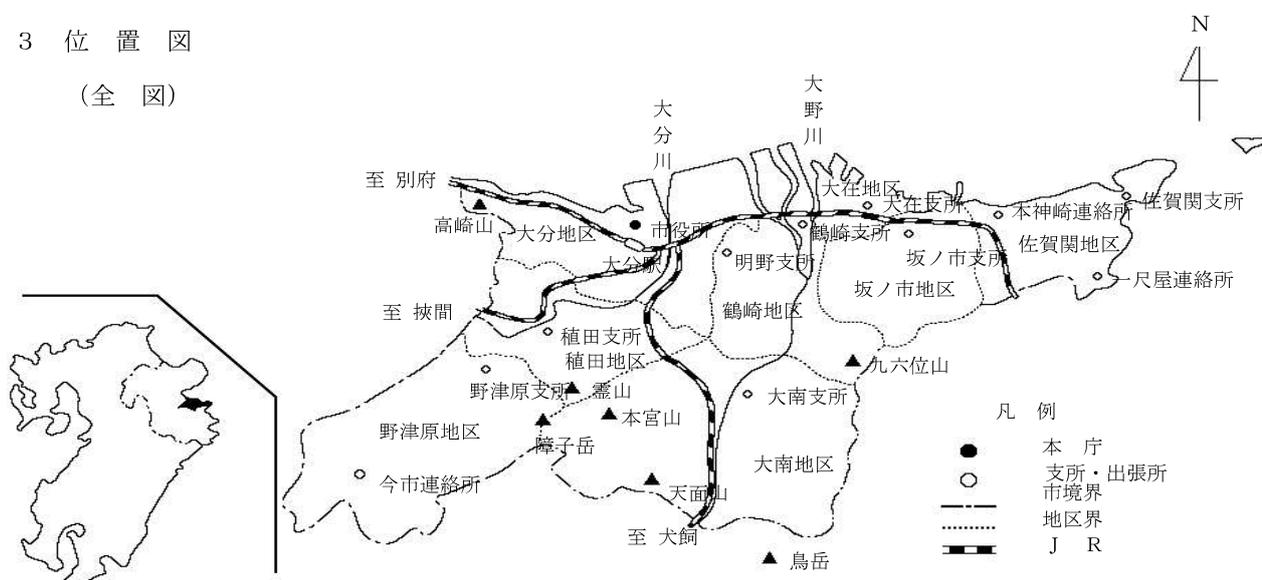
しかし、その大友氏も16世紀末には滅亡し、江戸時代になると小藩分立政策により現代の大分市にあたる地域は、府内、臼杵、岡、熊本、延岡の各藩や幕府領に分割統治されました。

明治4年、廃藩置県により大分県が誕生し、県都大分町として再び行政の中心となり、明治44年4月1日に、市制施行により大分市が誕生しました。

昭和38年3月10日、大分市、鶴崎市、大南町、大分町、大在村、坂ノ市町の6市町村が合併して大分市が発足し、昭和39年1月には、新産業都市に指定され、さらに平成9年4月1日には、中核市へ移行、平成17年1月1日の佐賀関町、野津原町との合併を経て、人口48万人を擁する都市へ大きく成長してきました。

3 位 置 図

(全 図)



4 面積及び広ぼう

面積	広ぼう					
	方位	地名	距離	方位	地名	距離
502.39km ²	東	高島	50.8km	南	大字高原字高沢山	24.4km
	西	大字今市字尾崎		北	牛島	

5 人口と世帯数の推移

(各年4月1日現在)

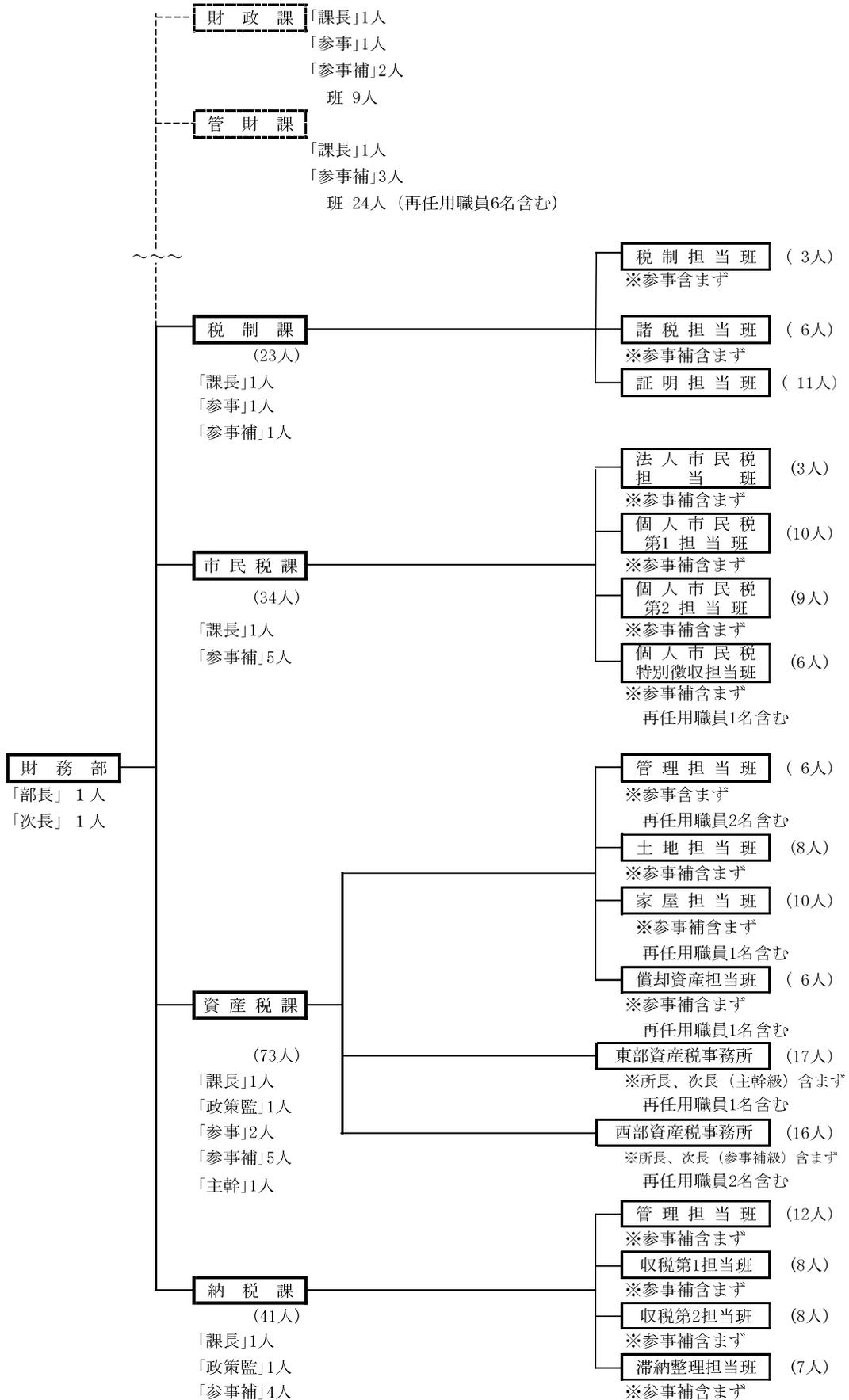
	世帯数	人口			人口密度 (1km ² 当たり)
		総数	男	女	
H13	170,085	438,346	211,432	226,914	1,215
H14	172,205	440,105	211,831	228,274	1,220
H15	174,538	441,891	212,634	229,257	1,224
H16	176,883	443,548	213,421	230,127	1,229
H17	186,169	463,514	222,760	240,754	925
H18	189,026	464,964	223,242	241,722	928
H19	192,095	466,673	224,071	242,602	931
H20	195,844	469,832	225,783	244,049	937
H21	199,284	471,974	226,924	245,050	942
H22	201,866	473,463	227,676	245,787	944
H23	204,182	474,659	228,248	246,411	946
H24	207,692	476,640	229,194	247,446	950
H25	208,097	476,723	229,030	247,693	951
H26	210,226	477,640	229,454	248,186	952
H27	212,396	477,853	229,541	248,312	951
H28	214,752	478,241	229,591	248,650	952
H29	216,853	478,491	229,742	248,749	952
H30	218,643	478,222	229,604	248,618	952
R1	220,698	477,858	229,460	248,398	951
R2	222,681	477,393	229,275	248,118	950
R3	225,511	477,448	229,434	248,014	950
R4	227,321	476,386	228,896	247,490	948

〔注〕住民登録人口による（住民基本台帳人口＋外国人登録人口）

第 2 章 稅 務 機 構

1 税務機構図

令和4年4月1日現在



税4課職員合計171人

2 税務機構の变せん

現在	昭和46年7月1日	昭和48年4月1日	昭和51年1月12日	昭和52年8月1日	昭和58年6月1日	昭和58年10月1日	平成5年4月1日	平成10年4月1日	平成16年4月1日	平成19年4月1日	平成21年4月1日	平成24年4月1日	令和2年4月1日～現在
部	税務部	税務部	税務部	税務部	財務部	財務部	財務部	財務部	財務部	財務部	財務部	財務部	財務部
課支	税制係	税制係	税制係	税制係	管理係	管理係	管理係	税制係	税制係	税制係	税制係	税制係	税制係
	諸税係	諸税係	諸税係	諸税係	市民税係	市民税係	市民税係	諸税係	諸税係	諸税係	諸税係	諸税係	諸税係
	市民税係	市民税係	市民税係	市民税係	市民税係	市民税係	市民税係	証明係	証明係	証明係	証明係	証明係	証明係
	市民税第1係	市民税第1係	市民税第1係	市民税第1係	市民税第1係	市民税第1係	市民税第1係	管理係	管理係	法人市民税担当班	法人市民税担当班	法人市民税担当班	法人市民税担当班
市民税第2係	市民税第2係	市民税第2係	市民税第2係	市民税第2係	市民税第2係	市民税第2係	市民税第1係	市民税第1係	個人市民税東部担当班	個人市民税東部担当班	個人市民税東部担当班	個人市民税東部担当班	
市民税第3係	市民税第3係	市民税第3係	市民税第3係	市民税第3係	市民税第3係	市民税第3係	市民税第2係	市民税第2係	個人市民税西部担当班	個人市民税西部担当班	個人市民税西部担当班	個人市民税西部担当班	
市民税第1係	市民税第1係	市民税第1係	市民税第1係	市民税第1係	市民税第1係	市民税第1係	市民税第3係	市民税第3係	個人市民税特別徴収担当班	個人市民税特別徴収担当班	個人市民税特別徴収担当班	個人市民税特別徴収担当班	個人市民税特別徴収担当班
市民税第2係	市民税第2係	市民税第2係	市民税第2係	市民税第2係	市民税第2係	市民税第2係	税制係	税制係	管理係	管理係	管理係	管理係	管理係
市民税第3係	市民税第3係	市民税第3係	市民税第3係	市民税第3係	市民税第3係	市民税第3係	土地係	土地係	土地係	土地係	土地係	土地係	土地係
家屋係	家屋係	家屋係	家屋係	家屋係	家屋係	家屋係	家屋係	家屋係	家屋係	家屋係	家屋係	家屋係	家屋係
償却資産係	償却資産係	償却資産係	償却資産係	償却資産係	償却資産係	償却資産係	償却資産係	償却資産係	償却資産係	償却資産係	償却資産係	償却資産係	償却資産係
東部資産税事務所	東部資産税事務所	東部資産税事務所	東部資産税事務所	東部資産税事務所	東部資産税事務所	東部資産税事務所	東部資産税事務所	東部資産税事務所	東部資産税事務所	東部資産税事務所	東部資産税事務所	東部資産税事務所	東部資産税事務所
西部資産税事務所	西部資産税事務所	西部資産税事務所	西部資産税事務所	西部資産税事務所	西部資産税事務所	西部資産税事務所	西部資産税事務所	西部資産税事務所	西部資産税事務所	西部資産税事務所	西部資産税事務所	西部資産税事務所	西部資産税事務所
管理係	管理係	管理係	管理係	管理係	管理係	管理係	管理係	管理係	管理係	管理係	管理係	管理係	管理係
収税係	収税係	収税係	収税第1係	収税第1係	収税第1係	収税第1係	収税第1係	収税第1係	収税第1係	収税第1係	収税第1係	収税第1係	収税第1係
納税貯蓄組合係	納税貯蓄組合係	納税貯蓄組合係	収税第2係	収税第2係	収税第2係	収税第2係	収税第2係	収税第2係	収税第2係	収税第2係	収税第2係	収税第2係	収税第2係
納税貯蓄組合係	納税貯蓄組合係	納税貯蓄組合係	納税貯蓄組合係	納税貯蓄組合係	納税貯蓄組合係	納税貯蓄組合係	納税貯蓄組合係	納税貯蓄組合係	納税貯蓄組合係	納税貯蓄組合係	納税貯蓄組合係	納税貯蓄組合係	納税貯蓄組合係
総務部	市民部	市民部	市民部	市民部	市民部	市民部	市民部	市民部	市民部	市民部	市民部	市民部	市民部
支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支
支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支
支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支
支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支
支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支

3 事務分掌

(令和4年4月1日現在)

部	課	係	事 務 分 掌
財 務 部	税 制 課	税 制 担 当 班	(1) 税務関係事務の連絡調整に関すること。 (2) 庶務に関すること。 (3) 税に係る制度の調査研究に関すること。 (4) 税務統計及び広報に関すること。 (5) 固定資産評価審査委員会に関すること。 (6) 税の条例・規則に関すること。 (7) 大分市未収金徴収対策に関すること。
		諸 税 担 当 班	(1) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識交付証明、廃車証明に関すること。 (2) 軽自動車税(種別割)、市たばこ税、入湯税及び事業所税の調定、賦課並びに脱税検査及び犯則取締りに関すること。 (3) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識交付に関すること。
		証 明 担 当 班	(1) 市税に係る証明に関すること。 (2) 固定資産課税台帳及び字図の閲覧に関すること。
	市 民 税 課	法 人 市 民 税 担 当 班	(1) 庶務に関すること。 (2) 法人市民税の調定、賦課、脱税検査及び犯則取締りに関すること。
		個人市民税第1担当班 個人市民税第2担当班	個人市民税の普通徴収にかかる調定、賦課、脱税検査及び犯則取締りに関すること。
		個 人 市 民 税 特 別 徴 収 担 当 班	個人市民税の特別徴収にかかる調定、賦課、脱税検査及び犯則取締りに関すること。
	資 産 税 課	管 理 担 当 班	(1) 固定資産税及び都市計画税の調定並びに賦課の総括に関すること。 (2) 庶務に関すること。 (3) 特別土地保有税の調定、賦課、脱税検査及び犯則取締りに関すること。 (4) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。

部	課	係	事 務 分 掌
財 務 部	資 産	土 地 担 当 班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 土地の調査及び評価に関すること。 (2) 土地に係る固定資産税及び都市計画税の調定並びに賦課に関すること。 (3) 土地に係る固定資産税及び都市計画税の脱税検査並びに犯則取締りに関すること。 (4) 土地の評価調書及び概要調書の作成に関すること。 (5) 土地の価格等縦覧帳簿に関すること。
		家 屋 担 当 班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 家屋の調査及び評価に関すること。 (2) 家屋に係る固定資産税及び都市計画税の調定並びに賦課に関すること。 (3) 家屋に係る固定資産税及び都市計画税の脱税検査並びに犯則取締りに関すること。 (4) 家屋の評価調書及び概要調書の作成に関すること。 (5) 家屋の価格等縦覧帳簿に関すること。
	税 課	償却資産担当班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 償却資産の調査及び評価に関すること。 (2) 償却資産に係る固定資産税の調定及び賦課に関すること。 (3) 償却資産に係る固定資産税の脱税検査及び犯則取締りに関すること。 (4) 償却資産の評価調書及び概要調書の作成に関すること。
		東部資産税 事 務 所 西部資産税 事 務 所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 土地及び家屋の調査並びに評価に関すること。 (2) 土地及び家屋の固定資産税並びに都市計画税の賦課に関すること。 (3) 土地及び家屋の固定資産課税台帳並びに字図の閲覧に関すること。 (4) 事務所が設置された支所管内の原動機付自転車、小型特殊自動車及び農耕作業用自動車の標識交付に関すること。 (5) 市税に係る各種証明に関すること。 (6) 市税に係る連絡調整に関すること。 (7) 市税の収納に関すること。 (8) 土地及び家屋の価格等縦覧帳簿に関すること。

部	課	係	事 務 分 掌
財 務 部	納 税 課	管理担当班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市税の収納管理に関すること。 (2) 市税の収納統計調査に関すること。 (3) 市税の督促に関すること。 (4) 庶務に関すること。 (5) 納税貯蓄組合に関すること。 (6) 納税の啓発宣伝に関すること。 (7) 市税の口座振替に関すること。
		収 税 第 1 担 当 班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市税の徴収に関すること。 (2) 市税の滞納処分に関すること。 (3) 市税の執行停止及び不納欠損に関すること。
		収 税 第 2 担 当 班	<ul style="list-style-type: none"> (4) 市税の徴収嘱託及び受託に関すること。 (5) 納税の猶予に関すること。 (6) 納税相談に関すること。
		滞 納 整 理 担 当 班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市税の徴収に関すること。 (2) 差押、公売、交付要求等滞納処分に関すること。 (3) 債権回収に関すること。 (4) 市税の執行停止及び不納欠損に関すること。 (5) 納税の猶予に関すること。 (6) 納税相談に関すること。 (7) 市税の督促に関すること。

4 職員の年齢調

(令和4年4月1日現在)

課 名	区 分					計	平均年齢
	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳～		
税 制 課	0	7	8	5	3	23	36.5
市 民 税 課	0	11	10	9	4	34	36.4
資 産 税 課 (資産税事務所を含む)	0	25	23	8	17	73	38.4
納 税 課	0	12	19	6	4	41	34.4
計	0	55	60	28	28	171	36.4

5 職員の平均勤続年数及び税務経験年数調

(令和4年4月1日現在)

課 名	区 分	
	勤 続 年 数	税 務 経 験 年 数
税 制 課	13年 4月	4年 6月
市 民 税 課	13年 6月	4年 8月
資 産 税 課 (資産税事務所を含む)	11年 8月	4年 5月
納 税 課	11年 9月	4年 3月
平 均	12年 6月	4年 5月

6 税務職員に関する比較

区 分	年 度					
	H30	R1	R2	R3	R4	
市長部局職員数	2,179人	2,212人	2,290人	2,319人	2,342人	
税 務 職 員 数	税 制 課	22	23	23	23	23
	市 民 税 課	36	36	35	35	34
	資 産 税 課	78	74	75	74	73
	納 税 課	42	42	42	42	41
	計	178	175	175	174	171
割 合	8.2%	7.9%	7.6%	7.5%	7.3%	
税務職員1人当り人口	2,687人	2,731人	2,728人	2,744人	2,786人	

[注] 各年度4月1日現在

第3章 財政と市税

1 令和4年度一般会計予算

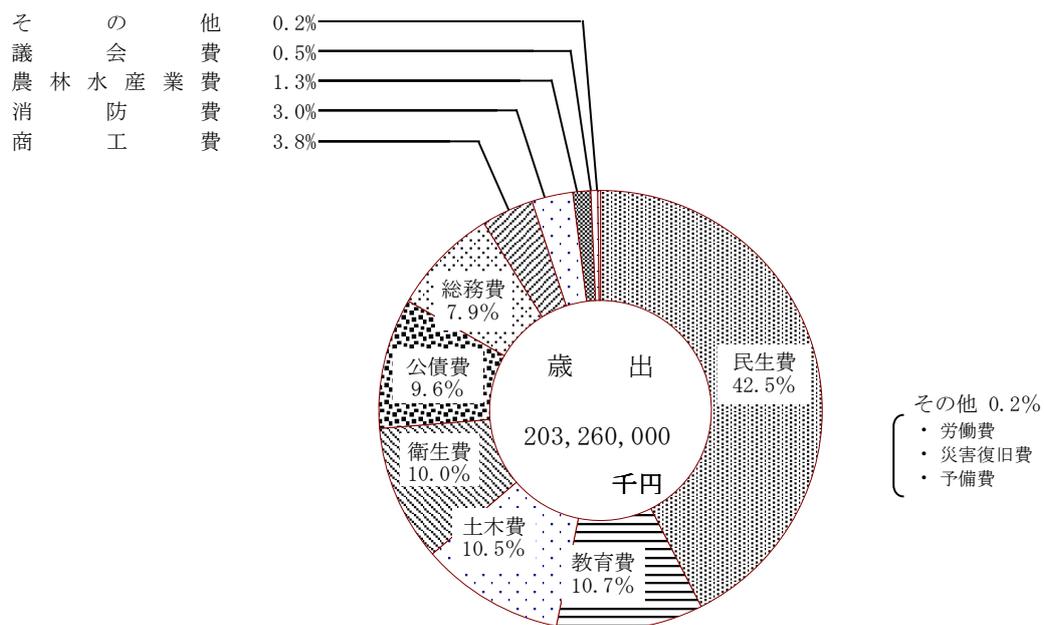
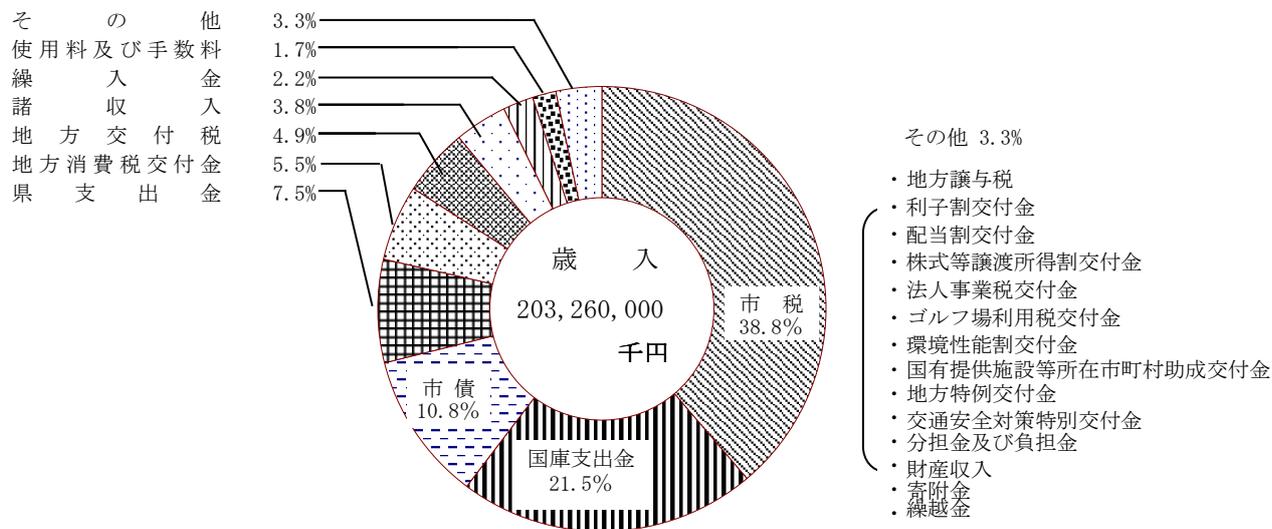
歳入

歳出

(単位：千円・%)

区 分	予算額	構成比	区 分	予算額	構成比
1 市 税	78,888,192	38.8	1 議 会 費	921,494	0.5
2 地 方 譲 与 税	1,743,400	0.9	2 総 務 費	16,006,490	7.9
3 利 子 割 交 付 金	42,000	0.0	3 民 生 費	86,357,201	42.5
4 配 当 割 交 付 金	167,000	0.1	4 衛 生 費	20,371,289	10.0
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	260,000	0.1	5 労 働 費	228,528	0.1
6 法 人 事 業 税 交 付 金	1,050,000	0.5	6 農 林 水 産 業 費	2,749,247	1.3
7 地 方 消 費 税 交 付 金	11,206,000	5.5	7 商 工 費	7,677,151	3.8
8 ゴルフ場利用税交付金	79,000	0.0	8 土 木 費	21,350,858	10.5
9 環 境 性 能 割 交 付 金	110,000	0.1	9 消 防 費	6,026,877	3.0
10 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	18,000	0.0	10 教 育 費	21,784,941	10.7
11 地 方 特 例 交 付 金	625,000	0.3	11 災 害 復 旧 費	62,600	0.0
12 地 方 交 付 税	9,970,000	4.9	12 公 債 費	19,423,324	9.6
13 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	81,000	0.0	13 予 備 費	300,000	0.1
14 分 担 金 及 び 負 担 金	1,293,637	0.6			
15 使 用 料 及 び 手 数 料	3,471,882	1.7			
16 国 庫 支 出 金	43,572,201	21.5			
17 県 支 出 金	15,153,204	7.5			
18 財 産 収 入	214,314	0.1			
19 寄 附 金	1,310,000	0.6			
20 繰 入 金	4,450,179	2.2			
21 繰 越 金	1	0.0			
22 諸 収 入	7,620,390	3.8			
23 市 債	21,934,600	10.8			
歳入合計	203,260,000	100.0	歳出合計	203,260,000	100.0

令和4年度一般会計予算構成比



2 令和3年度一般会計決算

歳入

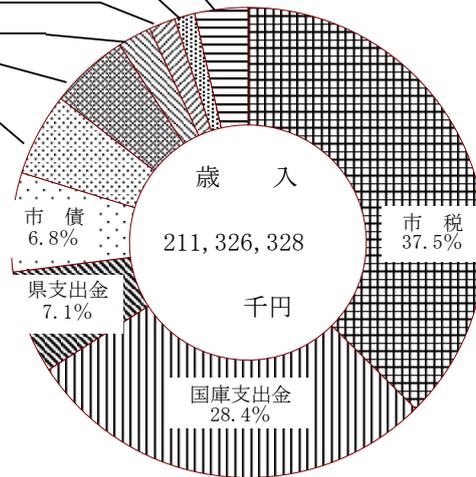
歳出

(単位：千円・%)

区 分	令和3年度		区 分	令和3年度	
	決算額	構成比		決算額	構成比
1 市 税	79,167,622	37.5	1 議 会 費	849,869	0.4
2 地 方 譲 与 税	1,766,661	0.8	2 総 務 費	21,588,586	10.6
3 利 子 割 交 付 金	45,014	0.0	3 民 生 費	91,278,324	44.7
4 配 当 割 交 付 金	279,081	0.1	4 衛 生 費	20,538,984	10.1
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	297,679	0.1	5 労 働 費	219,067	0.1
6 法 人 事 業 税 交 付 金	1,032,698	0.5	6 農 林 水 産 業 費	2,790,102	1.4
7 地 方 消 費 税 交 付 金	11,399,484	5.4	7 商 工 費	7,318,857	3.6
8 ゴルフ場利用税交付金	82,109	0.0	8 土 木 費	19,594,436	9.6
9 環 境 性 能 割 交 付 金	74,947	0.0	9 消 防 費	4,990,038	2.4
10 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	15,117	0.0	10 教 育 費	15,638,069	7.7
11 地 方 特 例 交 付 金	1,246,158	0.6	11 災 害 復 旧 費	159,056	0.1
12 地 方 交 付 税	11,999,745	5.7	12 公 債 費	19,042,881	9.3
13 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	74,625	0.0	13 予 備 費	0	0.0
14 分 担 金 及 び 負 担 金	864,794	0.4			
15 使 用 料 及 び 手 数 料	3,006,915	1.4			
16 国 庫 支 出 金	60,017,208	28.4			
17 県 支 出 金	14,938,776	7.1			
18 財 産 収 入	332,231	0.2			
19 寄 附 金	1,009,274	0.5			
20 繰 入 金	825,095	0.4			
21 繰 越 金	3,701,909	1.8			
22 諸 収 入	4,802,086	2.3			
23 市 債	14,347,100	6.8			
歳入合計	211,326,328	100.0	歳出合計	204,008,269	100.0

令和3年度一般会計決算構成比

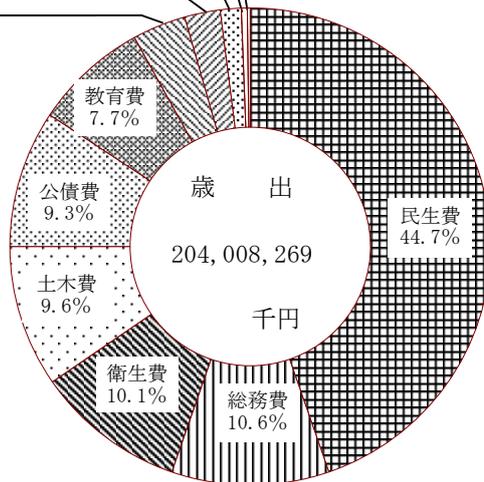
その他 3.6%
 使用料及び手数料 1.4%
 繰越金 1.8%
 諸収入 2.3%
 地方消費税交付金 5.4%
 地方交付税 5.7%



その他 3.6%

- ・地方譲与税
- ・利子割交付金
- ・配当割交付金
- ・株式等譲渡所得割交付金
- ・法人事業税交付金
- ・ゴルフ場利用税交付金
- ・環境性能割交付金
- ・国有提供施設等所在市町村助成交付金
- ・地方特例交付金
- ・交通安全対策特別交付金
- ・分担金及び負担金
- ・財産収入
- ・寄附金
- ・繰入金

その他 0.2%
 社会費 0.4%
 農林水産業費 1.4%
 消防費 2.4%
 商工費 3.6%



その他 0.2%

- ・労働費
- ・災害復旧費

3 一般会計歳入歳出決算額の推移

(単位：千円・%)

区 分	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	決算額	構成比								
市 税	78,660,340	44.2	78,611,318	44.6	79,630,677	43.7	78,691,091	32.5	79,167,622	37.5
地方譲与税	1,702,427	1.0	1,727,528	1.0	1,773,718	1.0	1,703,388	0.7	1,766,661	0.8
利子割交付金	110,902	0.1	114,451	0.1	55,168	0.0	54,106	0.0	45,014	0.0
配当割交付金	186,739	0.1	155,588	0.1	180,478	0.1	157,462	0.1	279,081	0.1
株式等譲渡所得割交付金	214,557	0.1	141,136	0.1	105,804	0.1	188,791	0.1	297,679	0.1
法人事業税交付金							605,079	0.3	1,032,698	0.5
地方消費税交付金	8,925,952	5.0	9,090,653	5.2	8,592,248	4.7	10,445,621	4.3	11,399,484	5.4
ゴルフ場利用税交付金	84,180	0.0	80,713	0.0	75,867	0.0	81,859	0.0	82,109	0.0
環境性能割交付金※	262,388	0.2	273,151	0.2	179,392	0.1	80,267	0.0	74,947	0.0
国有提供施設等所在市町村助成交付金	15,296	0.0	16,495	0.0	16,495	0.0	15,670	0.0	15,117	0.0
地方特例交付金	341,407	0.2	416,716	0.2	1,053,709	0.6	554,969	0.2	1,246,158	0.6
地方交付税	9,119,524	5.1	9,163,245	5.2	9,553,210	5.2	7,970,279	3.3	11,999,745	5.7
交通安全対策特別交付金	79,821	0.0	74,466	0.0	71,480	0.0	77,864	0.0	74,625	0.0
分担金及び負担金	1,695,634	1.0	1,707,404	1.0	1,248,100	0.7	783,320	0.3	864,794	0.4
使用料及び手数料	3,677,739	2.1	3,618,567	1.9	3,381,210	1.9	2,978,086	1.2	3,006,915	1.4
国庫支出金	33,679,404	19.0	33,733,165	19.1	37,480,445	20.5	94,157,094	38.9	60,017,208	28.4
県支出金	11,554,397	6.5	11,992,109	6.8	13,161,503	7.2	14,099,689	5.8	14,938,776	7.1
財産収入	256,899	0.1	553,911	0.3	295,910	0.2	236,615	0.1	332,231	0.2
寄附金	150,808	0.1	183,828	0.1	256,423	0.1	450,313	0.2	1,009,274	0.5
繰入金	3,995,260	2.3	195,092	0.1	185,594	0.1	4,038,058	1.7	825,095	0.4
繰越金	4,998,356	2.8	4,822,777	2.7	4,491,924	2.5	2,332,868	1.0	3,701,909	1.8
諸収入	4,701,653	2.6	4,516,944	2.6	4,379,055	2.4	4,645,293	1.9	4,802,086	2.3
市債	13,406,700	7.5	15,189,500	8.6	16,260,500	8.9	17,842,400	7.4	14,347,100	6.8
歳入合計	177,820,383	100.0	176,378,757	99.9	182,428,910	100.0	242,190,182	100.0	211,326,328	100.0
議会費	897,943	0.5	896,684	0.5	919,826	0.5	869,651	0.4	849,869	0.4
総務費	16,527,932	9.6	17,683,387	10.3	17,348,993	9.6	65,484,956	27.4	21,588,586	10.6
民生費	74,254,477	42.9	75,208,790	43.8	79,089,071	43.9	82,958,910	34.8	91,278,324	44.7
衛生費	13,622,228	7.9	13,747,825	8.0	14,013,133	7.8	15,357,671	6.4	20,538,984	10.1
労働費	218,762	0.1	218,691	0.1	224,904	0.1	218,525	0.1	219,067	0.1
農林水産業費	2,121,735	1.2	2,692,067	1.5	3,228,623	1.8	2,609,744	1.1	2,790,102	1.4
商工費	5,456,744	3.2	5,197,438	3.0	5,961,619	3.3	7,593,571	3.2	7,318,857	3.6
土木費	20,447,488	11.8	18,206,333	10.6	18,255,145	10.2	20,243,697	8.5	19,594,436	9.6
消防費	5,723,667	3.3	5,105,486	3.0	5,402,731	3.0	5,161,862	2.2	4,990,038	2.4
教育費	13,682,472	7.9	13,752,783	8.0	16,262,414	9.0	18,784,306	7.9	15,638,069	7.7
災害復旧費	418,942	0.2	476,018	0.3	224,524	0.1	308,538	0.1	159,056	0.1
公債費	19,625,216	11.4	18,701,331	10.9	19,165,059	10.7	18,896,842	7.9	19,042,881	9.3
歳出合計	172,997,606	100.0	171,886,833	100.0	180,096,042	100.0	238,488,273	100.0	204,008,269	100.0

※令和元年度以前は自動車取得税交付金の決算額及び構成比率

4 市税納税義務者数（現年調定分・決算時）

（単位：人）

税目	年度	H29	H30	R1	R2	R3
市 民 税		239,566	242,154	245,574	248,749	249,936
	（ 個 人 ）	225,353	228,123	231,215	234,309	235,274
	普 通 徴 収	75,428 (435)	77,083 (377)	76,441 (365)	76,503 (317)	74,307 (321)
	特 別 徴 収	149,925	151,040	154,774	157,806	160,967
	（ 法 人 ）	14,213	14,031	14,359	14,440	14,662
固 定 資 産 税		157,240 (344)	158,504 (445)	159,882 (316)	161,087 (509)	161,790 (700)
	土 地・家 屋	151,938 (160)	152,726 (121)	154,027 (48)	155,005 (97)	155,882 (73)
	償 却 資 産	5,292 (184)	5,768 (324)	5,845 (268)	6,071 (412)	5,898 (627)
	交 納 付 金	10	10	10	11	10
軽 自 動 車 税 （ 環 境 性 能 割 ）		—	—	634 (—)	2,328 (—)	2,493 (—)
軽 自 動 車 税 （ 種 別 割 ）		184,227 (8)	184,721 (18)	185,721 (1)	185,967 (14)	187,280 (26)
市 た ば こ 税		7 (—)	8 (—)	9 (—)	9 (—)	10 (—)
特 別 土 地 保 有 税		0 ()				
入 湯 税		248,245	314,666	306,571	150,155	191,601
事 業 所 税		740 (2)	733 (2)	731 (4)	736 (2)	750 (10)
都 市 計 画 税		130,757 (95)	131,660 (78)	132,799 (32)	133,753 (76)	134,644 (48)
合 計		960,782	1,032,446	1,031,921	882,784	928,504

※ （ ）内は過年度課税分を再計

5 市税年度別決算状況

税目	H29							
	予 算 額 (千円)	調 定 額 (円)	収 入 額 (円)	不納欠損額 (円)	収入未済額 (円)	還付未済額 (円)	収納率 (%)	前年度比 (%)
市 民 税	30,998,606	30,545,580,927	30,281,507,484	33,805,949	236,469,719	6,202,225	99.1	99.5
個人市民税	23,987,644	24,216,153,419	23,998,901,396	30,948,207	192,363,541	6,059,725	99.1	101.7
現年課税分	23,883,792	23,969,021,728	23,882,511,788	2,329,072	90,126,915	5,946,047	99.6	101.7
滞納繰越分	103,852	247,131,691	116,389,608	28,619,135	102,236,626	113,678	47.1	87.8
法人市民税	7,010,962	6,329,427,508	6,282,606,088	2,857,742	44,106,178	142,500	99.3	92.2
現年課税分	6,998,856	6,296,831,400	6,276,293,700	0	20,680,200	142,500	99.7	92.2
滞納繰越分	12,106	32,596,108	6,312,388	2,857,742	23,425,978	0	19.4	123.0
固 定 資 産 税	35,727,632	36,330,937,726	36,080,375,969	30,408,469	223,670,770	3,517,482	99.3	102.9
現年課税分	35,471,120	35,878,831,100	35,826,296,844	1,838,753	54,042,235	3,346,732	99.9	102.9
滞納繰越分	96,834	292,428,026	94,400,525	28,569,716	169,628,535	170,750	32.3	90.9
交納付金	159,678	159,678,600	159,678,600	0	0	0	100.0	92.2
軽自動車税	1,214,485	1,227,605,549	1,207,937,903	2,252,767	17,722,736	307,857	98.4	104.8
現年課税分	1,208,561	1,207,972,900	1,200,077,842	18,000	8,170,868	293,810	99.3	104.8
滞納繰越分	5,924	19,632,649	7,860,061	2,234,767	9,551,868	14,047	40.0	104.9
市たばこ税	3,393,046	3,283,577,725	3,283,577,725	0	0	0	100.0	94.5
現年課税分	3,393,046	3,283,577,725	3,283,577,725	0	0	0	100.0	94.5
滞納繰越分	0	0	0	0	0	0	—	—
特別土地保有税	275	23,778,722	657,811	2,397,100	20,723,811	0	2.8	9.2
現年課税分	0	0	0	0	0	0	—	—
滞納繰越分	275	23,778,722	657,811	2,397,100	20,723,811	0	2.8	9.2
入 湯 税	31,404	37,236,750	37,236,750	0	0	0	100.0	113.4
事 業 所 税	3,046,427	3,075,213,170	3,067,220,068	1,483,979	6,509,123	0	99.7	100.6
現年課税分	3,044,684	3,072,084,300	3,065,575,177	0	6,509,123	0	99.8	100.6
滞納繰越分	1,743	3,128,870	1,644,891	1,483,979	0	0	52.6	98.5
都 市 計 画 税	4,680,864	4,748,575,873	4,701,825,953	5,651,031	41,538,357	439,468	99.0	101.4
現年課税分	4,661,461	4,694,176,200	4,684,236,076	345,447	10,003,695	409,018	99.8	101.4
滞納繰越分	19,403	54,399,673	17,589,877	5,305,584	31,534,662	30,450	32.3	91.5
合 計	79,092,739	79,272,506,442	78,660,339,663	75,999,295	546,634,516	10,467,032	99.2	101.0
現年課税分	78,852,602	78,599,410,703	78,415,484,502	4,531,272	189,533,036	10,138,107	99.8	101.1
滞納繰越分	240,137	673,095,739	244,855,161	71,468,023	357,101,480	328,925	36.4	88.4

〔注〕前年度比は収入額に関する比

税目	H30							
	年度 予 算 額 (千円)	調 定 額 (円)	収 入 額 (円)	不納欠損額 (円)	収入未済額 (円)	還付未済額 (円)	収納率 (%)	前年度比 (%)
市 民 税	30,704,783	30,929,212,700	30,671,198,394	25,025,885	243,680,262	10,691,841	99.2	101.3
個人市民税	24,271,470	24,441,120,322	24,234,312,497	18,158,968	199,226,798	10,577,941	99.2	101.0
現年課税分	24,182,104	24,249,632,244	24,144,946,928	1,232,496	113,896,298	10,443,478	99.6	101.1
滞納繰越分	89,366	191,488,078	89,365,569	16,926,472	85,330,500	134,463	46.7	76.8
法人市民税	6,433,313	6,488,092,378	6,436,885,897	6,866,917	44,453,464	113,900	99.2	102.5
現年課税分	6,427,934	6,444,044,300	6,431,508,071	62,500	12,587,629	113,900	99.8	102.5
滞納繰越分	5,379	44,048,078	5,377,826	6,804,417	31,865,835	0	12.2	85.2
固 定 資 産 税	35,681,930	35,896,816,393	35,696,973,639	29,683,942	173,166,275	3,007,463	99.4	98.9
現年課税分	35,463,330	35,518,001,900	35,478,373,091	1,513,117	40,969,614	2,853,922	99.9	99.0
滞納繰越分	61,597	221,811,293	61,597,348	28,170,825	132,196,661	153,541	27.8	65.3
交納付金	157,003	157,003,200	157,003,200	0	0	0	100.0	98.3
軽自動車税	1,255,216	1,275,052,446	1,256,519,987	2,050,739	16,715,486	233,766	98.5	104.0
現年課税分	1,249,272	1,258,025,900	1,250,575,801	2,000	7,669,800	221,701	99.4	104.2
滞納繰越分	5,944	17,026,546	5,944,186	2,048,739	9,045,686	12,065	34.9	75.6
市たばこ税	3,245,531	3,245,532,532	3,245,534,738	0	1,793	3,999	100.0	98.8
現年課税分	3,245,531	3,245,532,532	3,245,534,738	0	1,793	3,999	100.0	98.8
滞納繰越分	0	0	0	0	0	0	—	—
特別土地保有税	0	20,723,811	0	0	20,723,811	0	0.0	0.0
現年課税分	0	0	0	0	0	0	—	—
滞納繰越分	0	20,723,811	0	0	20,723,811	0	0.0	0.0
入 湯 税	47,200	47,199,900	47,199,900	0	0	0	100.0	126.8
事 業 所 税	3,022,649	3,028,786,623	3,028,694,113	0	92,510	0	100.0	98.7
現年課税分	3,016,232	3,022,277,500	3,022,277,500	0	0	0	100.0	98.6
滞納繰越分	6,417	6,509,123	6,416,613	0	92,510	0	98.6	390.1
都 市 計 画 税	4,662,875	4,702,051,484	4,665,197,130	5,262,721	32,129,775	538,142	99.2	99.2
現年課税分	4,651,315	4,660,853,600	4,653,636,749	285,783	7,440,360	509,292	99.8	99.3
滞納繰越分	11,560	41,197,884	11,560,381	4,976,938	24,689,415	28,850	28.1	65.7
合 計	78,620,184	79,145,375,889	78,611,317,901	62,023,287	486,509,912	14,475,211	99.3	99.9
現年課税分	78,439,921	78,602,571,076	78,431,055,978	3,095,896	182,565,494	14,146,292	99.8	100.0
滞納繰越分	180,263	542,804,813	180,261,923	58,927,391	303,944,418	328,919	33.2	73.6

〔注〕前年度比は収入額に関する比

年度 税目	R1							
	予 算 額 (千円)	調 定 額 (円)	収 入 額 (円)	不納欠損額 (円)	収入未済額 (円)	還付未済額 (円)	収納率 (%)	前年度比 (%)
市 民 税	31,587,133	31,652,370,272	31,385,886,145	41,790,348	241,168,117	16,474,338	99.2	102.3
個人市民税	24,843,585	24,883,637,708	24,659,028,090	20,669,210	208,632,346	4,691,938	99.1	101.8
現年課税分	24,767,638	24,684,549,535	24,572,954,545	1,979,145	114,169,500	4,553,655	99.5	101.8
滞納繰越分	75,947	199,088,173	86,073,545	18,690,065	94,462,846	138,283	43.2	96.3
法人市民税	6,743,548	6,768,732,564	6,726,858,055	21,121,138	32,535,771	11,782,400	99.4	104.5
現年課税分	6,734,900	6,724,628,600	6,718,396,129	79,100	17,885,771	11,732,400	99.9	104.5
滞納繰越分	8,648	44,103,964	8,461,926	21,042,038	14,650,000	50,000	19.2	157.3
固 定 資 産 税	36,013,640	36,007,184,960	35,821,157,163	17,981,843	169,324,821	1,278,867	99.5	100.3
現年課税分	35,812,022	35,683,427,951	35,636,904,822	2,273,699	45,469,582	1,220,152	99.9	100.4
滞納繰越分	48,529	171,589,409	32,084,741	15,708,144	123,855,239	58,715	18.7	52.1
交納付金	153,089	152,167,600	152,167,600	0	0	0	100.0	96.9
軽自動車税 (種別割)	1,322,202	1,332,876,686	1,314,963,187	2,245,281	15,783,268	115,050	98.7	104.7
現年課税分	1,316,875	1,316,808,200	1,309,683,621	23,950	7,215,679	115,050	99.5	104.7
滞納繰越分	5,327	16,068,486	5,279,566	2,221,331	8,567,589	0	32.9	88.8
市たばこ税	3,264,108	3,260,696,778	3,260,696,778	0	0	0	100.0	100.5
現年課税分	3,264,108	3,260,694,985	3,260,694,985	0	0	0	100.0	100.5
滞納繰越分	0	1,793	1,793	0	0	0	—	—
特別土地保有税	205	20,723,811	0	0	20,723,811	0	0.0	0.0
現年課税分	0	0	0	0	0	0	—	—
滞納繰越分	205	20,723,811	0	0	20,723,811	0	0.0	0.0
入 湯 税	46,008	45,985,650	45,985,650	0	0	0	100.0	97.4
事 業 所 税	3,071,609	3,071,501,910	3,071,415,700	0	86,210	0	100.0	101.4
現年課税分	3,071,309	3,071,409,400	3,071,409,400	0	0	0	100.0	101.6
滞納繰越分	300	92,510	6,300	0	86,210	0	6.8	0.1
都 市 計 画 税	4,735,941	4,764,855,693	4,730,572,597	3,325,911	31,185,218	228,033	99.3	101.4
現年課税分	4,727,069	4,733,005,952	4,724,712,980	428,601	8,083,969	219,598	99.8	101.5
滞納繰越分	8,872	31,849,741	5,859,617	2,897,310	23,101,249	8,435	18.4	50.7
合 計	80,040,846	80,156,195,760	79,630,677,220	65,343,383	478,271,445	18,096,288	99.3	101.3
現年課税分	79,893,018	79,672,677,873	79,492,909,732	4,784,495	192,824,501	17,840,855	99.8	101.4
滞納繰越分	147,828	483,517,887	137,767,488	60,558,888	285,446,944	255,433	28.5	76.4

〔注〕前年度比は収入額に関する比

年度 税目	R2							
	予 算 額 (千円)	調 定 額 (円)	収 入 額 (円)	不納欠損額 (円)	収入未済額 (円)	還付未済額 (円)	収納率 (%)	前年度比 (%)
市 民 税	30,431,617	30,735,830,846	30,466,854,053	18,127,864	291,847,174	40,998,245	99.1	97.1
個人市民税	25,043,398	25,295,049,075	25,064,970,180	17,160,063	215,863,177	2,944,345	99.1	101.6
現年課税分	24,963,495	25,087,527,731	24,985,063,346	930,272	104,435,349	2,901,236	99.6	101.7
滞納繰越分	79,903	207,521,344	79,906,834	16,229,791	111,427,828	43,109	38.5	92.8
法人市民税	5,388,219	5,440,781,771	5,401,883,873	967,801	75,983,997	38,053,900	99.3	80.3
現年課税分	5,384,317	5,408,343,600	5,397,981,007	151,600	48,264,893	38,053,900	99.8	80.3
滞納繰越分	3,902	32,438,171	3,902,866	816,201	27,719,104	0	12.0	46.1
固 定 資 産 税	35,865,624	36,606,364,779	35,925,157,872	9,406,460	673,335,654	1,535,207	98.1	100.3
現年課税分	35,673,864	36,288,062,033	35,733,399,122	2,089,113	554,069,460	1,495,662	98.5	100.3
滞納繰越分	41,163	167,705,546	41,161,550	7,317,347	119,266,194	39,545	24.5	128.3
交納付金	150,597	150,597,200	150,597,200	0	0	0	100.0	99.0
軽自動車税 (種別割)	1,382,821	1,404,127,868	1,387,756,062	2,096,638	14,425,118	149,950	98.8	105.5
現年課税分	1,377,678	1,388,439,100	1,382,613,278	31,800	5,943,972	149,950	99.6	105.6
滞納繰越分	5,143	15,688,768	5,142,784	2,064,838	8,481,146	0	32.8	97.4
市たばこ税	3,115,517	3,115,517,488	3,115,473,439	0	50,040	5,991	100.0	95.5
現年課税分	3,115,517	3,115,517,488	3,115,473,439	0	50,040	5,991	100.0	95.5
滞納繰越分	0	0	0	0	0	0	—	—
特別土地保有税	0	20,723,811	0	0	20,723,811	0	0.0	0.0
現年課税分	0	0	0	0	0	0	—	—
滞納繰越分	0	20,723,811	0	0	20,723,811	0	0.0	0.0
入 湯 税	22,523	22,523,250	22,523,250	0	0	0	100.0	49.0
事 業 所 税	3,030,393	3,092,183,910	3,046,148,700	0	46,035,210	0	98.5	99.2
現年課税分	3,030,393	3,092,097,700	3,046,148,700	0	45,949,000	0	98.5	99.2
滞納繰越分	0	86,210	0	0	86,210	0	0.0	0.0
都 市 計 画 税	4,714,809	4,834,255,484	4,727,177,711	1,667,800	105,683,916	273,943	97.8	99.9
現年課税分	4,707,318	4,803,375,391	4,719,686,583	280,872	83,674,424	266,488	98.3	99.9
滞納繰越分	7,491	30,880,093	7,491,128	1,386,928	22,009,492	7,455	24.3	127.8
合 計	78,563,304	79,831,527,436	78,691,091,087	31,298,762	1,152,100,923	42,963,336	98.6	98.8
現年課税分	78,425,702	79,356,483,493	78,553,485,925	3,483,657	842,387,138	42,873,227	99.0	98.8
滞納繰越分	137,602	475,043,943	137,605,162	27,815,105	309,713,785	90,109	29.0	99.9

〔注〕前年度比は収入額に関する比

税目	R3							
	年度 予 算 額 (千円)	調 定 額 (円)	収 入 額 (円)	不納欠損額 (円)	収入未済額 (円)	還付未済額 (円)	収納率 (%)	前年度比 (%)
市 民 税	27,869,109	30,672,532,937	30,422,655,920	20,942,983	241,481,764	12,547,730	99.2	99.9
個人市民税	23,338,180	25,035,278,140	24,813,263,290	12,707,768	213,926,412	4,619,330	99.1	99.0
現年課税分	23,215,123	24,820,615,556	24,734,206,056	674,502	90,071,829	4,336,831	99.7	99.0
滞納繰越分	123,057	214,662,584	79,057,234	12,033,266	123,854,583	282,499	36.8	98.9
法人市民税	4,530,929	5,637,254,797	5,609,392,630	8,235,215	27,555,352	7,928,400	99.5	103.8
現年課税分	4,456,793	5,565,258,100	5,565,326,278	0	7,860,222	7,928,400	100.0	103.1
滞納繰越分	74,136	71,996,697	44,066,352	8,235,215	19,695,130	0	61.2	1,129.1
固定資産税	35,947,727	36,172,953,979	36,017,626,768	35,003,198	121,495,182	1,171,169	99.6	100.3
現年課税分	35,188,797	35,354,205,672	35,326,129,243	1,952,245	27,226,373	1,102,189	99.9	98.9
滞納繰越分	612,613	672,064,007	544,813,225	33,050,953	94,268,809	68,980	81.1	1,323.6
交納付金	146,317	146,684,300	146,684,300	0	0	0	100.0	97.4
軽自動車税	1,414,065	1,457,400,018	1,441,807,531	2,482,716	13,312,921	203,150	98.9	103.9
現年課税分	1,409,138	1,443,344,500	1,437,441,109	19,900	6,060,841	177,350	99.6	104.0
滞納繰越分	4,927	14,055,518	4,366,422	2,462,816	7,252,080	25,800	31.1	84.9
市たばこ税	3,263,344	3,345,231,461	3,345,231,461	0	0	0	100.0	107.4
現年課税分	3,263,344	3,345,181,421	3,345,181,421	0	0	0	100.0	107.4
滞納繰越分	0	50,040	50,040	0	0	0	100.0	0.0
特別土地保有税	207	20,723,811	0	20,723,811	0	0	0.0	0.0
現年課税分	0	0	0	0	0	0	—	—
滞納繰越分	207	20,723,811	0	20,723,811	0	0	0.0	0.0
入 湯 税	19,992	28,740,150	28,740,150	0	0	0	100.0	127.6
事業所税	3,158,906	3,134,610,210	3,134,524,000	0	86,210	0	100.0	102.9
現年課税分	3,056,214	3,088,575,000	3,088,575,000	0	0	0	100.0	101.4
滞納繰越分	102,692	46,035,210	45,949,000	0	86,210	0	99.8	皆増
都市計画税	4,800,680	4,805,335,230	4,777,036,494	6,258,173	22,227,494	186,931	99.4	101.1
現年課税分	4,708,753	4,699,965,667	4,694,855,568	306,555	4,977,505	173,961	99.9	99.5
滞納繰越分	91,927	105,369,563	82,180,926	5,951,618	17,249,989	12,970	78.0	1,097.0
合 計	76,474,030	79,637,527,796	79,167,622,324	85,410,881	398,603,571	14,108,980	99.4	100.6
現年課税分	75,464,471	78,492,570,366	78,367,139,125	2,953,202	136,196,770	13,718,731	99.8	99.8
滞納繰越分	1,009,559	1,144,957,430	800,483,199	82,457,679	262,406,801	390,249	69.9	581.7

〔注〕前年度比は収入額に関する比

第4章 市民税（県民税）

第1節 個人市民税（県民税）

1 市県民税当初調定額（当初課税）

（単位：人・千円）

区 分	年 度	納 税 義 務 者 数				市 民 税 額			県 民 税 額		
		所 得 割 + 均等割の者	所 得 割 のみの者	均 等 割 のみの者	計	所 得 割	均 等 割	計	所 得 割	均 等 割	計
普通徴収	H30	62,674	0	11,214	73,888	5,132,831	258,608	5,391,439	3,418,765	147,776	3,566,541
	R1	63,513	0	10,744	74,257	5,083,731	259,900	5,343,631	3,387,130	148,514	3,535,644
	R2	62,497	0	11,527	74,024	5,202,907	259,097	5,462,004	3,466,127	148,055	3,614,182
	R3	60,782	0	11,377	72,159	4,979,589	252,560	5,232,149	3,317,504	144,320	3,461,824
	R4	60,258	0	11,526	71,784	5,112,677	251,223	5,363,900	3,406,382	143,557	3,549,939
特別徴収	H30	146,940	0	5,578	152,518	18,052,901	533,813	18,586,714	12,032,554	305,036	12,337,590
	R1	149,718	0	5,765	155,483	18,508,781	544,191	19,052,972	12,336,197	310,966	12,647,163
	R2	153,161	0	4,767	157,928	18,704,239	552,735	19,256,974	12,466,520	315,849	12,782,369
	R3	156,660	0	4,911	161,571	18,599,985	565,495	19,165,480	12,396,950	323,140	12,720,090
	R4	158,660	0	4,998	163,658	19,006,653	572,802	19,579,455	12,667,245	327,315	12,994,560
合 計	H30	209,614	0	16,792	226,406	23,185,732	792,421	23,978,153	15,451,319	452,812	15,904,131
	R1	213,231	0	16,509	229,740	23,592,512	804,091	24,396,603	15,723,327	459,480	16,182,807
	R2	215,658	0	16,294	231,952	23,907,146	811,832	24,718,978	15,932,647	463,904	16,396,551
	R3	217,442	0	16,288	233,730	23,579,574	818,055	24,397,629	15,714,454	467,460	16,181,914
	R4	218,918	0	16,524	235,442	24,119,330	824,025	24,943,355	16,073,627	470,872	16,544,499

〔注〕（1） 特別徴収分については、年税額（12ヶ月分）を調定している。

（2） 過年退職分課税分を除く。

（3） 年金特徴分は普通徴収に含んでいる。

2 市民税課税標準段階別課税状況（課税状況調）

（単位：人・千円・％）

	納税義務者数			総所得金額等											課税標準額等											算出税額											税額 控除	税額 調整額	配当割額 及び株式 等譲渡所 得割額の 控除額	所得割額	平均 税率
	所得税の納税義務		計	総所得金額	山林及び 退職所得	分離長期譲 渡所得金額 に係る所 得金額	分離短期譲 渡所得金額 に係る所 得金額	土地等 に係る 事業 所得	一般株式 等に係る 譲渡所得 等の金額	上場株式 等に係る 譲渡所得 等の金額	上場株式等 に係る配 当所得等 の金額	先物取引に 係る雑所得 等の金額	計	所得控除額	総所得 金額 (a)	山林及 び退職 所得 (b)	分離長期 譲渡所得 金額に 係る所得 金額	分離短期 譲渡所得 金額に 係る所得 金額	土地等 に係る 事業 所得	一般株式 等に係る 譲渡所得 等の金額	上場株式 等に係る 譲渡所得 等の金額	上場株式等 に係る配 当所得等 の金額	先物取引 に係る雑 所得等の 金額	計	総所得 山林・ 退職 (c)	分離長期 譲渡所得 金額に 係る所得 金額	分離短期 譲渡所得 金額に 係る所得 金額	土地等 に係る 事業 所得	一般株式 等に係る 譲渡所得 等の金額	上場株式 等に係る 譲渡所得 等の金額	上場株式等 に係る配 当所得等 の金額	先物取引 に係る雑 所得等の 金額	計								
	あり	なし																																							
平成 29 年度	195,030	17,516	212,546	638,664,173	7,699	10,456,040	297,955	—	4,604,709	733,593	120,669	116,379	655,001,217	235,192,168	403,747,425	7,374	10,229,687	293,077	—	4,598,981	729,466	94,233	108,806	419,809,049	24,216,751	304,376	15,826	—	137,970	21,884	2,826	3,265	24,702,898	1,055,190	4,191	17,461	23,622,881	6.0			
30	195,972	19,542	215,514	650,125,737	19,601	11,786,037	231,782	—	2,534,766	997,393	268,446	172,637	666,136,399	239,952,809	410,508,323	19,598	11,554,109	230,392	—	2,528,707	987,590	190,153	134,718	426,153,590	24,622,997	344,479	12,441	—	75,860	29,627	5,705	4,042	25,095,151	1,234,806	4,149	37,693	23,816,398	6.0			
元	193,141	20,145	213,286	646,047,299	29,805	11,757,481	343,796	—	2,999,884	613,475	124,239	167,627	662,083,606	237,662,831	408,629,102	28,317	11,536,388	342,564	—	2,996,553	600,632	124,239	162,980	424,420,775	24,510,759	344,137	18,497	—	89,896	18,019	3,727	4,890	24,989,925	1,348,253	3,417	28,553	23,607,088	6.0			
2	195,250	20,741	215,991	656,670,656	20,294	10,594,840	145,686	—	3,869,990	511,664	144,673	138,660	672,096,463	240,675,451	416,233,037	18,926	10,378,268	137,699	—	3,867,334	508,469	144,507	132,772	431,421,012	24,966,293	309,980	7,113	—	116,018	15,253	4,335	3,983	25,422,975	1,455,204	2,815	24,544	23,939,588	6.0			
3	195,440	22,086	217,526	678,730,057	32,809	10,726,624	211,502	—	1,275,167	601,397	96,087	151,654	691,825,297	263,397,650	415,546,802	30,412	10,536,631	206,492	—	1,273,367	594,043	94,481	145,419	428,427,647	24,925,669	314,288	11,150	—	38,199	17,821	2,835	4,363	25,314,325	1,702,113	2,775	29,406	23,579,918	6.0			
4	196,582	22,553	219,135	692,531,727	38,813	12,311,451	238,891	—	3,588,073	1,031,561	225,328	218,875	710,184,719	265,787,628	426,973,999	38,029	12,112,390	235,265	—	3,585,664	1,020,748	223,517	207,479	444,397,091	25,611,620	362,591	12,704	—	107,569	30,620	6,706	6,224	26,138,034	1,950,825	2,787	45,864	24,137,926	6.0			
10万円以下の金額	3,009	5,914	8,923	6,239,389	0	3,861,437	18,168	—	73,103	110,566	3,211	51,962	10,357,836	6,037,420	430,619	0	3,662,842	14,542	—	70,694	99,753	1,400	40,566	4,320,416	25,483	109,521	785	—	2,121	2,992	42	1,216	142,160	12,727	17	424	128,992	5.9			
10万円を超え 100万円以下の金額	70,823	3,854	74,677	109,267,951	2,062	2,091,675	8,639	—	24,347	95,828	13,089	5,435	111,509,026	67,537,738	41,730,917	1,824	2,091,209	8,639	—	24,347	95,828	13,089	5,435	43,971,288	2,500,951	62,652	467	—	730	2,875	393	163	2,568,231	229,513	2,199	3,304	2,332,993	6.0			
100万円を超え 200万円以下の金額	60,317	6,355	66,672	172,458,977	7,756	1,722,588	11,028	—	50,278	114,175	14,514	24,835	174,404,151	75,754,225	96,705,298	7,210	1,722,588	11,028	—	50,278	114,175	14,514	24,835	98,649,926	5,799,970	51,637	596	—	1,508	3,425	435	745	5,858,316	504,827	577	3,923	5,348,585	6.0			
200万円を超え 300万円以下の金額	28,051	5,027	33,078	128,228,093	4,692	1,126,266	14,300	—	48,043	63,233	14,016	20,346	129,518,989	47,530,291	80,697,802	4,692	1,126,266	14,300	—	48,043	63,233	14,016	20,346	81,988,698	4,840,746	33,568	772	—	1,441	1,897	421	611	4,879,456	417,960	0	2,951	4,458,545	6.0			
300万円を超え 400万円以下の金額	15,983	1,350	17,333	90,441,151	5,779	715,479	11,454	—	183,841	96,230	15,295	12,394	91,481,623	30,559,997	59,881,154	5,779	715,479	11,454	—	183,841	96,230	15,295	12,394	60,921,626	3,592,470	21,464	618	—	5,515	2,887	459	372	3,623,785	190,767	0	4,487	3,428,531	6.0			
400万円を超え 550万円以下の金額	9,364	53	9,417	61,836,891	1,973	1,153,876	14,990	—	12,063	54,167	12,124	7,156	63,093,240	18,655,011	43,181,880	1,973	1,153,876	14,990	—	12,063	54,167	12,124	7,156	44,438,229	2,590,625	34,544	809	—	362	1,625	364	215	2,628,544	117,374	0	3,008	2,508,162	6.0			
550万円を超え 700万円以下の金額	3,129	0	3,129	25,875,782	6,289	322,549	3,424	—	227,326	44,975	18,369	19,171	26,517,885	6,658,446	19,217,336	6,289	322,549	3,424	—	227,326	44,975	18,369	19,171	19,859,439	1,153,282	9,677	185	—	6,820	1,349	551	575	1,172,439	65,283	0	2,603	1,104,553	6.0			
700万円を超え 1,000万円以下の金額	2,583	0	2,583	26,845,474	135	598,086	9,306	—	101,238	108,114	25,783	7,426	27,695,562	5,425,897	21,419,577	135	598,086	9,306	—	101,238	108,114	25,783	7,426	22,269,665	1,285,070	17,943	503	—	3,037	3,243	773	223	1,310,792	81,420	0	4,873	1,224,499	6.0			
1,000万円を 超える金額	3,323	0	3,323	71,338,019	10,127	719,495	147,582	—	2,867,834	344,273	108,927	70,150	75,606,407	7,628,603	63,709,416	10,127	719,495	147,582	—	2,867,834	344,273	108,927	70,150	67,977,804	3,823,023	21,585	7,969	—	86,035	10,327	3,268	2,104	3,954,311	330,954	0	20,291	3,603,066	6.0			

〔注〕 平均税率 $= \frac{(c)}{(a) + (b)} \times 100$

3 市県民税負担額（当初課税）

（単位：円・％）

区 分		年 度		H30	前年 対比	R1	前年 対比	R2	前年 対比	R3	前年 対比	R4	前年 対比
人 口 1 人 当 た り	市民税	50,001	101	50,922	102	51,671	101	51,144	99	52,432	103		
	県民税	33,164	101	33,778	102	34,274	101	33,922	99	34,778	103		
	計	83,165	101	84,700	102	85,945	101	85,066	99	87,210	103		
1 世 帯 当 た り	市民税	109,698	100	110,634	101	111,197	101	108,800	98	110,366	101		
	県民税	72,760	100	73,386	101	73,759	101	72,163	98	73,204	101		
	計	182,458	100	184,020	101	184,956	101	180,963	98	183,570	101		
納 税 義 務 者 1 人 当 た り	市民税	105,908	100	106,192	100	106,569	100	104,403	98	106,357	102		
	県民税	70,246	100	70,440	100	70,689	100	69,247	98	70,545	102		
	計	176,154	100	176,632	100	177,258	100	173,650	98	176,902	102		
普 通 徴 収 1 人 当 た り	市民税	72,968	101	71,961	99	73,787	103	72,509	98	74,723	103		
	県民税	48,270	101	47,614	99	48,824	103	47,975	98	49,453	103		
	計	121,238	101	119,575	99	122,611	103	120,484	98	124,176	103		
特 別 徴 収 1 人 当 た り	市民税	121,866	99	122,541	101	121,935	100	118,590	97	120,232	101		
	県民税	80,893	99	81,341	101	80,938	100	78,708	97	79,796	101		
	計	202,759	99	203,882	101	202,873	100	197,298	97	200,028	101		

〔注〕 人口・世帯数は各年度1月1日現在

4 令和4年度市民税所得種別構成比（課税状況調）

区 分 所得種別	納税義務者数 (人)	総所得金額等 (千円)	市民税所得割額 (千円)	構成比 (%)		
				納 税 義 務 者	総 所 得 金 額 等	市 民 税 所 得 割 額
給 与	189,867	598,008,906	20,604,676	80.6	84.2	85.4
営 業 等	8,426	25,414,907	935,293	3.6	3.6	3.9
農 業	112	292,669	11,030	0.0	0.1	0.1
そ の 他	35,197	57,789,551	1,637,572	14.9	8.0	6.7
分 離 譲 渡	2,069	28,678,686	949,355	0.9	4.0	3.9
計	235,671	710,184,719	24,137,926	100.0	100.0	100.0

〔注〕 分離譲渡は、譲渡所得について、分離課税をした者に係る分。
市民税所得割額は、配当割額及び株式等譲渡所得割額の控除額後を表示。

5 令和4年度市民税所得者区分別納税義務者数(課税状況調)

(単位：人・千円・%)

所得者区分	均等割のみを納める者				均等割と所得割を納める者						合計			
	納税義務者	均等割額	構成比		納税義務者	均等割額	所得割額	構成比			納税義務者	税額	構成比	
			納税義務者	税額				納税義務者	均等割	所得割			納税義務者	税額
給与所得者	8,287	29,004	50.1	50.1	182,304	638,064	20,909,111	83.2	83.2	86.2	190,591	21,576,179	80.9	86.0
営業等所得者	1,316	4,606	8.0	8.0	7,171	25,099	961,713	3.3	3.3	4.0	8,487	991,418	3.6	4.0
農業所得者	32	112	0.2	0.2	81	284	13,070	0.0	0.0	0.1	113	13,466	0.0	0.1
その他の所得者	6,901	24,153	41.7	41.7	29,579	103,527	2,254,664	13.5	13.5	9.3	36,480	2,382,344	15.5	9.5
家屋敷等のみ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	16,536	57,875	100.0	100.0	219,135	766,974	24,138,558	100.0	100.0	100.0	235,671	24,963,407	100.0	100.0
構成比(%)	7.0	0.2	—	—	93.0	3.1	96.8	—	—	—	100.0	100.0	—	—

6 特別徴収義務者数(当初)

区分	30		元		2		3		4	
	人	前年度比								
特別徴収義務者数 (事業所件数)	13,160	103.3	13,655	103.8	13,896	101.8	14,277	102.7	14,733	103.2

7 県民税あん分率

区分	30	31	2	3	4
	精算あん分率	0.398794019399	0.398782730295	0.398801029244	0.398786595520

[注] 令和4年度は特定あん分率とする。

8 市民税の減免状況

(1) 普通徴収

(単位：円)

区分 年度	生活保護者		被災者等		失業・疾病等		その他		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
H29	32	1,350,700	1	25,600	1	62,500	1	11,100	35	1,449,900
H30	41	962,500	2	71,200	0	0	1	7,800	44	1,041,500
R1	42	871,600	0	0	2	59,700	1	11,000	45	942,300
R2	32	974,900	0	0	1	16,000	1	11,400	34	1,002,300
R3	56	1,066,900	0	0	0	0	1	11,900	57	1,078,800

(2) 特別徴収

(単位：円)

区分 年度	生活保護者		被災者等		失業・疾病等		その他		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
H29	2	35,600	—	—	—	—	—	—	2	35,600
H30	1	28,000	—	—	—	—	—	—	1	28,000
R1	3	99,300	—	—	—	—	—	—	3	99,300
R2	1	28,000	—	—	—	—	—	—	1	28,000
R3	2	23,400	—	—	—	—	—	—	2	23,400

第 2 節 法 人 市 民 稅

1 法人市民税調定額推移

(単位：千円・%)

		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		調定額	前年度比	調定額	前年度比	調定額	前年度比	調定額	前年度比	調定額	前年度比
現年度分	均等割	1,456,829	101.8	1,457,706	100.1	1,477,774	101.4	1,458,309	98.7	1,472,453	101.0
	法人税割	4,654,730	90.2	4,766,478	102.4	5,011,066	105.1	3,756,583	75.0	3,982,934	106.0
	計	6,111,559	92.7	6,224,184	101.8	6,488,840	104.3	5,214,892	80.4	5,455,387	104.6
過年度分	均等割	32,004	120.7	30,221	94.4	28,948	95.8	21,626	74.7	28,487	131.7
	法人税割	153,268	76.7	189,639	123.7	206,840	109.1	171,825	83.1	81,384	47.4
	計	185,272	81.8	219,860	118.7	235,788	107.2	193,451	82.0	109,871	56.8
合計	均等割	1,488,833	102.2	1,487,927	99.9	1,506,722	101.3	1,479,935	98.2	1,500,940	101.4
	法人税割	4,807,998	89.7	4,956,117	103.1	5,217,906	105.3	3,928,408	75.3	4,064,318	103.5
	計	6,296,831	92.4	6,444,044	102.3	6,724,628	104.4	5,408,343	80.4	5,565,258	102.9

滞納繰越分を除く

2 法人市民税税割額月別推移（現年度分）

(単位：千円・%)

		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		調定額	前年度比	調定額	前年度比	調定額	前年度比	調定額	前年度比	調定額	前年度比
4	月	83,875	106.8	81,293	96.9	90,820	111.7	90,290	99.4	69,928	77.4
5	月	426,801	94.2	324,484	76.0	624,128	192.3	299,805	48.0	374,214	124.8
6	月	976,294	61.3	1,122,990	115.0	1,052,229	93.7	1,037,602	98.6	836,426	80.6
7	月	589,737	140.7	639,921	108.5	612,054	95.6	646,529	105.6	594,545	92.0
8	月	335,135	97.3	328,784	98.1	314,658	95.7	257,760	81.9	232,931	90.4
9	月	116,550	107.3	109,692	94.1	180,292	164.4	157,712	87.5	180,050	114.2
10	月	128,864	100.4	146,463	113.7	100,736	68.8	100,500	99.8	101,369	100.9
11	月	1,204,719	93.6	1,114,452	92.5	1,083,464	97.2	695,178	64.2	768,855	110.6
12	月	86,856	56.7	509,070	586.1	494,900	97.2	213,475	43.1	212,921	99.7
1	月	128,966	110.4	86,509	67.1	121,564	140.5	84,298	69.3	267,358	317.2
2	月	379,178	154.1	136,388	36.0	155,910	114.3	97,132	62.3	146,668	151.0
3	月	197,755	85.7	166,431	84.2	180,311	108.3	76,302	42.3	197,669	259.1
合計		4,654,730	90.2	4,766,477	102.4	5,011,066	105.1	3,756,583	75.0	3,982,934	106.0

3 法人市民税税割額業種別調定

(単位：千円・%)

	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	調定額	構成比								
農 業	3,838	0.1	5,053	0.1	6,594	0.1	4,829	0.1	4,152	0.1
林 業	4,710	0.1	1,327	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
漁 業	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	100	0.0
鉱 業	122,090	2.6	94,279	2.0	221,481	4.4	12,255	0.3	2,611	0.1
建 設 業	606,495	13.0	686,763	14.3	818,415	16.3	716,346	19.1	619,971	15.6
製 造 業	656,136	14.1	658,119	13.7	595,884	11.9	418,074	11.1	579,035	14.5
電気・ガス業	54,922	1.2	104,601	2.2	58,325	1.2	34,057	0.9	109,851	2.8
運輸・通信業	461,673	9.9	433,417	9.0	422,711	8.4	292,353	7.8	168,743	4.2
卸小売・飲食業	1,077,302	23.0	1,082,741	22.4	1,131,693	22.5	827,685	21.9	948,006	23.7
金融・保険業	802,440	17.2	926,701	19.3	805,082	16.1	741,486	19.7	757,600	19.0
不 動 産 業	138,180	3.0	145,700	3.0	137,974	2.8	99,368	2.6	129,993	3.3
サービスマ業	726,937	15.6	668,637	13.9	812,536	16.2	609,830	16.2	554,195	13.9
そ の 他	0	0.0	0	0.0	371	0.0	300	0.0	108,677	2.7
合 計	4,654,723	100.0	4,807,338	100.0	5,011,066	100.0	3,756,583	100.0	3,982,934	100.0

4 均等割区分別申告法人件数

法人等の区分			平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
			法人数	前年度比(%)										
9号法人	50億円を超える	50人を超える	86	106.2	86	100.0	88	102.3	85	96.6	85	100.0	84	98.8
8号法人	10億円を超え 50億円以下	50人を超える	36	92.3	34	94.4	40	117.6	40	100.0	38	95.0	40	105.3
7号法人	10億円を超える	50人以下	732	98.0	715	97.7	685	95.8	677	98.8	666	98.4	655	98.3
6号法人	1億円を超え 10億円以下	50人を超える	82	107.9	82	100.0	80	97.6	86	107.5	80	93.0	81	101.3
5号法人	1億円を超え 10億円以下	50人以下	589	97.7	596	101.2	550	92.3	542	98.5	561	103.5	553	98.6
4号法人	1千万円を超え 1億円を以下	50人を超える	202	97.6	202	100.0	209	103.5	208	99.5	208	100.0	215	103.4
3号法人	1千万円を超え 1億円以下	50人以下	1,852	99.7	1,863	100.6	1,789	96.0	1,773	99.1	1,770	99.8	1,776	100.3
2号法人	1千万円以下	50人を超える	113	92.6	115	101.8	129	112.2	142	110.1	142	100.0	137	96.5
1号法人	上記以外の法人		10,235	100.8	10,520	102.8	10,461	99.4	10,806	103.3	10,890	100.8	11,121	102.1
合 計			13,927	100.3	14,213	102.1	14,031	98.7	14,359	102.3	14,440	100.6	14,662	101.5

〔注〕課税状況調による。

第5章 資 産 税

固定資産税・都市計画税・特別土地保有税

第1節 固定資産税・交付金

1 納税義務者数（当初）

（単位：人・％）

年度	納税義務者数	前年度比	区 分		
			土 地	家 屋	償 却 資 産
H29	156,445	100.7	112,820	129,580	4,629
H30	158,172	101.1	113,464	130,898	5,199
R1	159,515	100.8	114,298	131,939	5,522
R2	160,458	100.6	115,010	133,206	5,552
R3	160,965	100.3	115,740	134,067	5,174
R4	162,595	101.0	116,773	135,698	5,674

- 〔注〕（１） 免税点未満を除く。
 （２） 償却資産は5月総務大臣配分を含む。

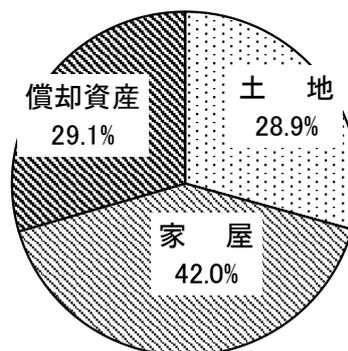
2 調定額の推移

（単位：千円・％）

区分 年度	土 地			家 屋			償 却 資 産			計		納 税 義務者数
	調 定 額	構 成 比	前年度比	調 定 額	構 成 比	前年度比	調 定 額	構 成 比	前年度比	調 定 額	前年度比	
H29	10,441,561	29.1	99.4	14,544,772	40.5	103.1	10,892,498	30.4	106.2	35,878,831	102.9	157,230
H30	10,358,433	29.2	99.2	14,319,160	40.3	98.4	10,840,408	30.5	99.5	35,518,001	99.0	158,494
R1	10,430,793	29.3	100.7	14,679,407	41.2	102.5	10,524,049	29.5	97.1	35,634,249	100.3	159,515
R2	10,454,311	28.8	100.2	15,080,681	41.6	102.7	10,753,070	29.6	102.2	36,288,062	101.8	161,076
R3	10,411,154	29.5	99.6	14,497,240	41.0	96.1	10,445,812	29.5	97.1	35,354,206	97.4	161,780
R4	10,531,277	28.9	101.2	15,276,661	42.0	105.4	10,596,211	29.1	101.4	36,404,149	103.0	162,595

- 〔注〕（１） 令和4年度分は当初調定分である。
 （２） 償却資産は総務大臣配分を含む。
 （３） 滞納繰越分を除く。

令和4年度
調定額構成比



3 土地筆数、家屋棟数（概要調書）

（単位：筆・棟・％）

年度	区分	土 地	前年度比	家 屋	前年度比
	H29	523,202	100.4	193,807	100.1
	H30	526,202	100.6	193,981	100.1
	R1	527,952	100.3	193,982	100.0
	R2	529,833	100.4	195,152	100.6
	R3	532,122	100.4	195,285	100.1
	R4	533,183	100.2	195,188	100.0

〔注〕 非課税土地、非課税家屋を除く。

4 評価額及び課税標準額（当初）

（単位：千円・％）

年度	区分 項目	土 地		家 屋		償却資産		計	
			前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
H29	評価額	1,808,569,357	99.6	1,091,061,122	102.9	826,803,702	105.2	3,726,434,181	101.8
	課税標準額	751,771,968	99.7	1,088,719,697	102.7	776,241,527	106.5	2,616,733,192	102.9
H30	評価額	1,816,192,113	100.4	1,077,014,683	98.7	806,065,892	97.5	3,699,272,688	99.3
	課税標準額	745,997,849	99.2	1,074,729,902	98.7	765,161,275	98.6	2,585,889,026	98.8
R1	評価額	1,818,451,949	100.1	1,103,860,168	102.5	790,213,423	98.0	3,712,525,540	100.4
	課税標準額	751,179,114	100.7	1,102,128,595	102.5	751,863,605	98.3	2,605,171,314	100.7
R2	評価額	1,818,136,811	100.0	1,136,662,056	103.0	790,037,815	100.0	3,744,836,682	100.9
	課税標準額	751,815,641	100.1	1,135,079,225	103.0	753,353,196	100.2	2,640,248,062	101.3
R3	評価額	1,891,363,917	104.0	1,106,823,395	97.4	779,481,898	98.7	3,777,669,210	100.9
	課税標準額	748,605,896	99.6	1,093,341,085	96.3	743,196,926	98.7	2,585,143,907	97.9
R4	評価額	1,893,043,327	100.1	1,152,144,997	104.1	791,334,069	101.5	3,836,522,393	101.6
	課税標準額	756,852,769	101.1	1,150,469,213	105.2	760,758,754	102.4	2,668,080,736	103.2

〔注〕 免税点未満を除く。

5 土地に関する概要（概要調査）

年度	区別 種別	地積 m ²	前年度比 %	地積 構成比 %	評 価 額 千円	前年度比 %	評価額 構成比 %	筆 数	平均価格 円/m ²	最高価格 円/m ²
29		279,645,934	99.9	—	1,808,569,357	99.4	—	523,202	6,467	361,421
30		279,711,935	100.0	—	1,816,192,113	100.4	—	526,202	6,493	391,175
元		279,617,744	100.0	—	1,818,451,949	100.1	—	527,952	6,503	391,175
2		279,658,851	100.0	—	1,822,385,550	100.2	—	529,833	6,516	391,175
3		279,795,897	100.0	—	1,895,685,831	104.0	—	532,122	6,775	486,465
4	田	26,561,197	84.2	9.5	20,913,319	84.7	1.1	41,740	(97) 787	62,219
	畑	17,949,675	74.6	6.4	32,941,709	88.4	1.7	40,546	(33) 1,835	61,500
	宅 地	68,259,407	101.2	24.5	1,709,899,060	105.3	90.1	296,878	25,050	486,465
	鉱泉地	689	99.0	0.0	78,355	101.8	0.0	201	113,723	412,432
	池 沼	121,146	102.1	0.0	2,004	100.3	0.0	449	17	158
	山 林	123,349,629	106.1	44.3	2,918,744	104.3	0.2	94,694	(19) 24	434
	牧 場	41,313	99.7	0.0	1,078	99.8	0.0	25	26	58
	原 野	21,966,798	104.1	7.9	262,975	104.5	0.0	23,300	12	229
	雑種地	20,161,479	105.8	7.2	130,203,752	101.0	6.9	35,350	6,458	261,393
	計	278,411,333	99.5	100.0	1,897,220,996	100.1	100.0	533,183	6,814	486,465

[注] (1) 非課税地を除き、免税点未満を含む。

(2) 平均価格の()内は、市街化区域農地・山林を除いたもの。

6 宅地の用途状況（概要調書）

区 分 地 区 別		地 積 (イ) ㎡	決定価格 (ロ) 千円	単位当たり価格	
				平均価格 (ロ) / (イ) 円 / ㎡	最高価格 円 / ㎡
商 業 地 区	繁 華 街	125,300	15,291,635	122,040	300,140
	高度商業地区Ⅱ	99,604	31,198,466	313,225	486,465
	普通商業地区	3,537,725	220,359,646	62,289	281,680
	計	3,762,629	266,849,747	70,921	486,465
住 宅 地 区	併用住宅地区	3,215,696	139,255,287	43,305	170,528
	高級住宅地区	—	—	—	—
	普通住宅地区	36,396,587	1,030,925,475	28,325	175,770
	計	39,612,283	1,170,180,762	29,541	175,770
工 業 地 区	大工場地区	13,656,910	158,704,496	11,621	18,832
	中小工場地区	3,767,299	62,666,980	16,634	44,100
	家内工業地区	—	—	—	—
	計	17,424,209	221,371,476	12,705	44,100
村 落 地 区	集 団 地 区	2,669,576	23,354,516	8,748	22,063
	村 落 地 区	4,072,912	24,440,888	6,001	26,730
	計	6,742,488	47,795,404	7,089	26,730
農業用施設の用に 供する宅地		156,186	569,514	3,646	10,185
合 計		67,697,795	1,706,766,903	25,212	486,465

〔注〕 免税点未満を除く。

7 家屋に関する概要（概要調書）

年度	区分	所有者数 (人)	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	単位当たり価格 (円)	
H29	木造	総数	138,586	12,587,389	304,295,678	24,175	
		免税点未満		7,155	308,238	367,102	1,191
		免税点以上		131,431	12,279,151	303,928,576	24,752
	非木造	総数		55,221	17,413,492	787,171,798	45,205
		免税点未満		454	10,203	39,252	3,847
		免税点以上		54,767	17,403,289	787,132,546	45,229
	計	総数	134,558	193,807	30,000,881	1,091,467,476	36,381
		免税点未満	4,978	7,609	318,441	406,354	1,276
		免税点以上	129,580	186,198	29,682,440	1,091,061,122	36,758
H30	木造	総数	138,673	12,698,330	296,295,017	23,333	
		免税点未満		7,023	302,323	363,568	1,203
		免税点以上		131,650	12,396,007	295,931,449	23,873
	非木造	総数		55,308	17,478,341	781,125,246	44,691
		免税点未満		475	10,600	42,012	3,963
		免税点以上		54,833	17,467,741	781,083,234	44,716
	計	総数	135,829	193,981	30,176,671	1,077,420,263	35,704
		免税点未満	4,931	7,498	312,923	405,580	1,296
		免税点以上	130,898	186,483	29,863,748	1,077,014,683	36,064
R1	木造	総数	138,553	12,784,067	308,905,974	24,163	
		免税点未満		6,849	294,912	354,194	1,201
		免税点以上		131,704	12,489,155	308,551,780	24,706
	非木造	総数		55,429	17,562,534	794,954,194	45,264
		免税点未満		467	10,545	41,328	3,919
		免税点以上		54,962	17,551,989	794,912,866	45,289
	計	総数	136,751	193,982	30,346,601	1,103,860,168	36,375
		免税点未満	4,816	7,316	305,457	395,522	1,295
		免税点以上	131,935	186,666	30,041,144	1,103,464,646	36,732
R2	木造	総数	138,476	12,881,049	322,419,975	25,031	
		免税点未満		6,693	287,604	346,143	1,204
		免税点以上		131,783	12,593,445	322,073,832	25,575
	非木造	総数		56,676	17,741,083	814,642,698	45,918
		免税点未満		575	11,987	54,474	4,544
		免税点以上		56,101	17,729,096	814,588,224	45,946
	計	総数	138,030	195,152	30,622,132	1,137,062,673	37,132
		免税点未満	4,824	7,268	299,591	400,617	1,337
		免税点以上	133,206	187,884	30,322,541	1,136,662,056	37,486
R3	木造	総数	138,534	12,990,544	314,162,900	24,184	
		免税点未満		6,758	311,288	1,197,287	3,846
		免税点以上		131,776	12,679,256	312,965,613	24,683
	非木造	総数		56,751	17,834,612	811,893,818	45,523
		免税点未満		1,310	417,585	18,036,036	43,191
		免税点以上		55,441	17,417,027	793,857,782	45,579
	計	総数	0	195,285	30,825,156	1,126,056,718	36,530
		免税点未満		8,068	728,873	19,233,323	26,388
		免税点以上		187,217	30,096,283	1,106,823,395	36,776
R4	木造	総数	138,483	13,089,247	328,532,034	25,099	
		免税点未満		6,374	273,182	340,942	1,248
		免税点以上		132,109	12,816,065	328,191,092	25,608
	非木造	総数		56,705	17,888,759	824,212,973	46,074
		免税点未満		563	13,976	259,068	18,537
		免税点以上		56,142	17,874,783	823,953,905	46,096
	計	総数	0	195,188	30,978,006	1,152,745,007	37,212
		免税点未満		6,937	287,158	600,010	2,089
		免税点以上		188,251	30,690,848	1,152,144,997	37,540

〔注〕所有者数は実人数による。

8 種類別家屋（木造）（概要調書）

種 類 \ 区 分	棟 数 (棟)	床 面 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)	単 位 当 たり 価 格 (円)
専 用 住 宅	110,412	11,261,509	290,911,923	25,832
共 同 住 宅 ・ 寄 宿 舎	1,871	502,787	19,996,519	39,771
併 用 住 宅	2,764	320,378	4,740,944	14,798
旅 館 ・ 料 亭 ・ ホ テ ル	40	6,589	77,127	11,705
事 務 所 ・ 銀 行 ・ 店 舗	2,805	272,249	7,844,209	28,813
劇 場 ・ 病 院	123	27,037	1,063,243	39,325
工 場 ・ 倉 庫	3,569	180,853	1,531,555	8,469
土 蔵	354	13,242	11,628	878
附 属 家	16,545	504,603	2,354,886	4,667
合 計	138,483	13,089,247	328,532,034	25,099

〔注〕 免税点未満を含む。

9 種類別家屋（非木造）（概要調書）

種 類 \ 区 分	棟 数 (棟)	床 面 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)	単 位 当 たり 価 格 (円)
事 務 所 ・ 店 舗 ・ 百 貨 店	6,978	3,701,061	204,864,283	55,353
住 宅 ・ ア パ ー ト	30,260	8,555,463	432,109,054	50,507
病 院 ・ ホ テ ル	677	766,050	57,982,440	75,690
工 場 ・ 倉 庫 ・ 市 場	18,722	4,809,526	126,583,614	26,319
そ の 他	68	56,659	2,673,582	47,187
合 計	56,705	17,888,759	824,212,973	46,074

〔注〕 免税点未満を含む。

10 新增築分家屋（概要調書）

年度	区分	棟数		床面積		決定価格	
		(棟)	うち増築分	(㎡)	うち増築分	(千円)	うち増築分
H29	木造	1,605	53	196,734	1,910	13,477,376	105,468
	非木造	668	20	240,602	11,652	21,351,603	1,062,698
	計	2,273	73	437,336	13,562	34,828,979	1,168,166
H30	木造	1,636	48	200,411	1,590	14,605,529	97,745
	非木造	528	22	215,135	9,979	19,905,578	959,210
	計	2,164	70	415,546	11,569	34,511,107	1,056,955
R1	木造	1,587	53	188,852	1,793	13,800,801	116,102
	非木造	842	17	181,321	2,894	16,826,523	318,068
	計	2,429	70	370,173	4,687	30,627,324	434,170
R2	木造	1,704	58	197,800	2,067	14,568,235	132,866
	非木造	1,318	17	227,402	1,747	21,520,209	157,407
	計	3,022	75	425,202	3,814	36,088,444	290,273
R3	木造	1,746	40	209,144	1,077	16,239,489	80,795
	非木造	535	3	178,043	2,907	17,324,303	254,236
	計	2,281	43	387,187	3,984	33,563,792	335,031
R4	木造	1,699	48	199,074	261	15,517,662	146,373
	非木造	509	21	172,458	6,548	17,011,524	577,016
	計	2,208	69	371,532	6,809	32,529,186	723,389

11 減失分家屋（概要調書）

年度	区分	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)
H29	木造	1,401	91,946	980,878
	非木造	448	113,302	3,511,800
	計	1,849	205,248	4,492,678
H30	木造	1,457	96,697	1,067,860
	非木造	459	150,550	5,122,621
	計	1,916	247,247	6,190,481
R1	木造	1,549	107,549	1,265,708
	非木造	470	101,010	2,793,450
	計	2,019	208,559	4,059,158
R2	木造	1,573	104,814	1,157,693
	非木造	417	86,047	2,373,322
	計	1,990	190,861	3,531,015
R3	木造	1,478	101,546	1,257,541
	非木造	444	84,920	2,607,416
	計	1,922	186,466	3,864,957
R4	木造	1,538	105,351	1,236,629
	非木造	512	115,684	3,937,920
	計	2,050	221,035	5,174,549

12 償却資産の概要（概要調書）

（単位：千円・％）

年 度	区 分		課 税 標 準 額	構 成 比	前 年 度 比
種 別					
29			776,241,527	—	106.5
30			765,161,275	—	98.6
R1			751,863,605	—	98.3
R2			753,353,196	—	100.2
R3			743,196,926	—	98.7
R4	市長が 価格を 決定し たもの	構 築 物	131,327,757	17.3	104.7
		機 械 及 び 装 置	442,268,944	58.1	103.4
		船 舶	2,943,822	0.4	169.9
		航 空 機	1,142	0.0	63.9
		車 両 及 び 運 搬 具	3,098,028	0.4	92.7
		工 具 器 具 及 び 備 品	52,889,844	7.0	106.4
		小 計	632,529,537	83.1	104.0
	法条 第 三 関 八 九 係	総 務 大 臣 配 分	123,040,677	16.2	94.9
		県 知 事 配 分	5,188,540	0.8	96.8
		小 計	128,229,217	16.9	94.9
	合 計		760,758,754	100.0	102.4

13 交付金・納付金に関する概要（概要調書）

（単位：千円）

年度	区分	管理官 公署数	固定資産の価格	算定標準額	交付金額
H29		10	26,436,364	11,405,645	159,678
H30		10	26,046,314	11,214,556	157,003
R1		10	25,298,586	10,869,144	152,167
R2		11	25,127,938	10,756,979	150,597
R3		10	24,477,671	10,477,490	146,684
R4		10	23,806,297	10,216,515	143,030

第 2 節 都 市 計 画 税

1 納税義務者数（当初）

（単位：人・％）

年度	区分	納税義務者数			前年度比
		土地	家屋	実数	
H29		96,413	112,184	130,689	100.8
H30		97,200	113,492	131,868	101.0
R1		97,905	114,385	132,788	100.7
R2		98,529	115,586	133,704	100.8
R3		99,274	116,364	134,588	100.7
R4		100,185	117,877	135,655	101.0

〔注〕 免税点未満を除く。

2 調定額の推移

（単位：千円・％）

年度	区分	土地			家屋			合計		
		調定額	構成比	前年度比	調定額	構成比	前年度比	調定額	前年度比	納税義務者数
H29		2,230,262	47.5	99.5	2,463,914	52.5	103.0	4,694,176	101.3	130,757
H30		2,222,325	47.7	99.6	2,438,528	52.3	99.0	4,660,853	99.3	131,600
R1		2,232,929	47.2	100.5	2,500,522	52.8	102.5	4,733,451	101.6	132,788
R2		2,236,889	46.6	100.2	2,566,486	53.4	102.6	4,803,375	101.5	133,753
R3		2,230,724	47.5	99.7	2,469,242	52.5	96.2	4,699,966	97.8	134,644
R4		2,268,996	46.6	101.7	2,602,812	53.4	105.4	4,871,808	103.7	135,655

〔注〕 (1) 令和4年度は当初調定分である。

(2) 滞納繰越分を除く。

3 課税標準額の推移（当初）

（単位：千円・％）

年 度	土 地		家 屋		合 計	
		前年度比		前年度比		前年度比
H29	896,919,416	99.6	995,703,885	103.0	1,892,623,301	101.4
H30	893,902,056	99.7	985,974,200	99.0	1,879,876,256	99.3
R1	898,276,488	100.5	1,010,106,478	102.4	1,908,382,966	101.5
R2	900,258,308	100.2	1,041,354,002	103.1	1,941,612,310	101.7
R3	897,659,978	99.7	1,002,901,514	96.3	1,900,561,492	97.9
R4	912,735,090	101.7	1,056,161,971	105.3	1,968,897,061	103.6

〔注〕 免税点未満を除く。

第 3 節 特 別 土 地 保 有 税

第 4 節 そ の 他

第 3 節 特別土地保有税

特別土地保有税の概要（決算時）

（単位：件・千円）

年度 区分	11		12		13		14		15	
	件数	調定額	件数	調定額	件数	調定額	件数	調定額	件数	調定額
保有分	270	322,001	158	266,472	129	184,481	114	163,653	1	3,868
取得分	52	31,607	24	9,153	12	6,576	3	1,097	0	0
計	322	353,608	182	275,625	141	191,057	117	164,750	1	3,868

〔注〕平成15年度以降は、税制改正により当分の間、課税停止となっている。

第 4 節 そ の 他

1 課税台帳閲覧件数

（単位：件・%）

年度 区分	H30	R1	R2	R3	R4
土地 家屋 償却資産	1,253	1,304	1,092	1,208	1,188
前年度比	99.1	104.1	83.7	110.6	98.3

2 縦覧帳簿縦覧件数

（単位：件・%）

年度 区分	H30	R1	R2	R3	R4
土地 家屋	58	42	40	53	41
前年度比	128.9	72.4	95.2	132.5	77.4

第6章 諸 税

第 1 節 軽自動車税 (種別割)

第 2 節 市 た ば こ 税

第 3 節 入 湯 税

第 4 節 事 業 所 税

第 1 節 軽自動車税(種別割)

1 車種別課税台数及び調定額

(単位：台・千円・%)

車種	年度		H30		R1		R2		R3		R4		
				前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比	
原動機付自転車	50 cc 以下	台数	21,560	95.5	20,469	94.9	19,377	94.7	18,391	94.9	17,556	95.5	
		税額	43,120	95.5	40,938	94.9	38,754	94.7	36,782	94.9	35,112	95.5	
	90 cc 以下	台数	1,376	93.9	1,353	98.3	1,291	95.4	1,270	98.4	1,294	101.9	
		税額	2,752	93.9	2,706	98.3	2,582	95.4	2,540	98.4	2,588	101.9	
	125 cc 以下	台数	4,706	102.6	4,957	105.3	5,158	104.1	5,423	105.1	5,805	107.0	
		税額	11,294	102.6	11,897	105.3	12,379	104.1	13,015	105.1	13,932	107.0	
ミニカー	台数	185	93.9	187	101.1	173	92.5	180	104.0	202	112.2		
	税額	685	94.0	692	101.0	640	92.5	666	104.1	747	112.2		
小計	台数	27,827	96.5	26,966	96.9	25,999	96.4	25,264	97.2	24,857	98.4		
	税額	57,851	96.7	56,233	97.2	54,355	96.7	53,003	97.5	52,379	98.8		
軽自動車・小型特殊自動車	二輪	台数	4,769	101.0	4,926	103.3	4,993	101.4	5,179	103.7	5,474	105.7	
		税額	17,168	101.0	17,734	103.3	17,975	101.4	18,644	103.7	19,706	105.7	
	二輪被牽引車	台数	98	110.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
		税額	353	110.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	三輪	台数	2	100.0	4	200.0	4	100.0	4	100.0	4	100.0	
		税額	9	100.0	18	200.0	18	100.0	18	100.0	18	100.0	
	四輪乗用	自家用	台数	72,582	90.9	65,086	89.7	57,266	88.0	50,115	87.5	43,454	86.7
		税額	522,590	90.9	468,619	89.7	412,315	88.0	360,828	87.5	312,869	86.7	
	営業用	台数	4	200.0	5	125.0	5	100.0	5	100.0	1	20.0	
		税額	22	200.0	28	127.3	28	100.0	28	100.0	6	21.4	
	四輪貨物	自家用	台数	14,609	88.0	12,671	86.7	10,787	85.1	9,150	84.8	7,721	84.4
		税額	58,436	88.0	50,684	86.7	43,148	85.1	36,600	84.8	30,884	84.4	
	営業用	台数	406	92.7	351	86.5	315	89.7	300	95.2	302	100.7	
		税額	1,218	92.7	1,053	86.5	945	89.7	900	95.2	906	100.7	
	四輪車(新税率)	台数	21,758	189.0	31,259	143.7	40,545	129.7	50,315	124.1	63,662	126.5	
		税額	209,229	191.8	302,027	144.4	392,038	129.8	488,739	124.7	622,426	127.4	
	四輪車(重課)	台数	29,415	104.2	30,538	103.8	31,952	104.6	33,165	103.8	34,758	104.8	
		税額	314,871	104.7	328,088	104.2	344,923	105.1	358,691	104.0	377,384	105.2	
	四輪車(75%減税)	台数	2	100.0	0	0.0	0	0.0	4	0.0	4	100.0	
		税額	5	100.0	0	0.0	0	0.0	4	0.0	9	225.0	
	四輪車(50%減税)	台数	1,804	59.9	1,497	83.0	1,238	82.7	565	45.6	0	0.0	
		税額	9,742	59.9	8,084	83.0	6,685	82.7	3,051	45.6	0	0.0	
	四輪車(25%減税)	台数	3,482	115.8	4,293	123.3	4,586	106.8	4,704	102.6	2	0.0	
税額		26,803	118.8	32,943	122.9	35,544	107.9	36,684	103.2	10	0.0		
農耕作業用	台数	2,221	97.8	2,195	98.8	2,176	99.1	2,187	100.5	2,269	103.7		
	税額	5,330	97.8	5,268	98.8	5,222	99.1	5,249	100.5	5,446	103.8		
その他用	台数	534	105.5	564	105.6	580	102.8	603	104.0	608	100.8		
	税額	3,151	105.6	3,327	105.6	3,422	102.9	3,558	104.0	3,587	100.8		
小計	台数	151,686	100.9	153,389	101.1	154,447	100.7	156,296	101.2	158,259	101.3		
	税額	1,168,927	104.6	1,217,873	104.2	1,262,263	103.6	1,312,994	104.0	1,373,251	104.6		
二輪の小型自動車	台数	5,208	100.9	5,366	103.0	5,521	102.9	5,720	103.6	5,977	104.5		
	税額	31,248	100.9	32,196	103.0	33,126	102.9	34,320	103.6	35,862	104.5		
合計	台数	184,721	100.2	185,721	100.5	185,967	100.1	187,280	100.7	189,093	101.0		
	税額	1,258,026	104.1	1,306,302	103.8	1,349,744	103.3	1,400,317	103.7	1,461,493	104.4		

[注] 各年度決算数値(滞納繰越分を除く)。ただし、令和4年度については当初調定額。四輪車で平成27年度以降設定された税率の車種は区分していない。

2 軽自動車税（種別割）の減免

(単位：円)

区 分	H30		R1		R2		R3		R4	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
公益直接専用車	135	692,000	135	837,100	136	850,200	140	853,000	120	772,500
身体障害者等	1,784	12,190,000	1,853	16,023,700	1,806	16,100,300	1,826	16,880,700	1,441	13,885,100
合 計	1,919	12,882,000	1,988	16,860,800	1,942	16,950,500	1,966	17,733,700	1,561	14,657,600

〔注〕各年度決算数値。ただし、令和4年度については当初減免額。

第2節 市たばこ税

申告状況

(単位：本・円・%)

区 分	年 度	H29		H30		R1		R2		R3	
			前年度比								
旧 3 級 品 外	売渡し本数	611,283,846	94.5	585,539,877	95.8	569,457,826	97.3	533,359,620	93.7	533,385,143	100.0
	返還控除本数	2,563,852	84.3	2,743,823	107.0	2,895,079	105.5	3,354,030	115.9	3,248,897	96.9
	税率(円/1,000本)	5,262	—	(5,262) 5,692	—	5,692	—	(5,692) 6,122	—	(6,122) 6,552	—
	調 定 額	3,203,084,582	94.6	3,174,345,252	99.1	3,224,875,121	101.6	3,115,517,488	96.6	3,345,181,421	107.4
旧 3 級 品	売渡し本数	24,300,480	78.0	18,099,480	74.5	9,002,960	49.7	0	00.0	0	00.0
	返還控除本数	45,040	202.5	65,660	145.8	123,580	188.2	0	00.0	0	00.0
	税率(円/1,000本)	(2,925) 3,335	—	(3,335) 4,000	—	(4,000) 5,692	—	(5,692) 6,122	—	(6,122) 6,552	—
	調 定 額	80,493,143	89.9	71,187,280	88.4	35,819,864	50.3	0	00.0	0	00.0
合 計	売渡し本数	635,584,326	93.8	603,639,357	95.0	578,460,786	95.8	533,359,620	92.2	533,385,143	100.0
	返還控除本数	2,608,892	85.1	2,809,483	107.7	3,018,659	107.4	3,354,030	111.1	3,248,897	96.9
	調 定 額	3,283,577,725	94.5	3,245,532,532	98.8	3,260,694,985	100.5	3,115,517,488	95.5	3,345,181,421	107.4

- 〔注〕 (1) 各年度決算数値。
 (2) 旧3級品とは、専売納付金制度下において3級品とされていた紙巻たばこ（わかば、エコー、しんせい、ゴールデンバットなど）をいう。
 (3) 平成25年度は、県たばこ税から市たばこ税への税源移譲による税率改定あり。
 (4) 平成28年度から令和元年度にかけて旧3級品の税率が段階的に改訂され、旧3級品外と同率になる。

第3節 入湯税

申告状況

区 分	年 度		H29		H30		R1		R2		R3	
		前年度比 %		前年度比 %								
課 税 標 準(人)	248,245	113.4	314,660	126.8	306,571	97.4	150,155	49.0	191,601	127.6		
税 率(円)	150	—	150	—	150	—	150	—	150	—		
調 定 額(円)	37,236,750	113.4	47,199,900	126.8	45,985,650	97.4	22,523,250	49.0	28,740,150	127.6		
特 別 徴 収 義 務 者 数(人)	14	93.3	15	107.1	17	113.3	15	88.2	13	86.7		

[注] 各年度決算数値(滞納繰越分を除く)。

第4節 事業所税

申告状況

区 分	年 度		H29		H30		R1		R2		R3	
		前年度比 %		前年度比 %		前年度比 %		前年度比 %		前年度比 %		前年度比 %
事 業 分	納 税 義 務 者 数 (人)	893	100.6	891	99.8	898	100.8	904	100.7	933	103.2	
	実 納 税 義 務 者 数 (人)	740	98.9	733	99.1	731	99.7	736	100.7	750	101.9	
	調 定 額 (千円)	3,072,084	100.8	3,022,277	98.4	3,071,409	101.6	3,092,098	100.7	3,088,575	99.9	
新 増 設 分	納 税 義 務 者 数 (人)	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	
	実 納 税 義 務 者 数 (人)	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	
	調 定 額 (千円)	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	
計	納 税 義 務 者 数 (人)	893	100.6	891	99.8	898	100.8	904	100.7	933	103.2	
	実 納 税 義 務 者 数 (人)	740	98.9	733	99.1	731	99.7	736	100.7	750	101.9	
	調 定 額 (千円)	3,072,084	100.8	3,022,277	98.4	3,071,409	101.6	3,092,098	100.7	3,088,575	99.9	

[注] 各年度決算数値(滞納繰越分を除く)。

平成15年度から新增設に係る事業所税は廃止。

第7章 徴 収

第 1 節 収 納

第 2 節 口 座 振 替

第 3 節 納 税 貯 蓄 組 合

第 4 節 そ の 他

第1節 収 納

1 督促状発付状況

年度 税 目		R1				R2				R3			
		件 数 (件)	発付率 (%)	税 額 (千円)	発付率 (%)	件 数 (件)	発付率 (%)	税 額 (千円)	発付率 (%)	件 数 (件)	発付率 (%)	税 額 (千円)	発付率 (%)
市 民 税	普 通 徴 収 (県民税を含む)	46,994	21.6	1,305,303	16.3	41,688	19.0	1,199,537	14.7	38,739	18.5	1,142,299	14.7
	特 別 徴 収 (県民税を含む)	7,847	5.2	303,674	1.0	6,881	4.4	246,369	0.8	6,786	4.3	240,630	0.8
	法 人	954	5.0	66,678	1.0	787	4.1	51,365	0.9	792	4.1	54,450	1.0
	小 計	55,795	14.4	1,675,655	3.6	49,356	12.5	1,497,271	3.3	46,317	12.0	1,437,379	3.2
固 定 資 産 税 都 市 計 画 税	66,884	10.5	1,986,747	5.6	59,314	9.3	1,798,167	4.4	57,247	8.9	1,616,283	4.0	
軽 自 動 車 税 (自 種 別 割)	26,306	14.2	194,193	14.9	21,193	11.4	159,460	11.8	19,993	10.7	153,984	11.0	
市 た ば こ 税	3	3.3	102	0.0	1	1.0	1	0.0	2	1.9	51	0.0	
特 別 土 地 保 有 税	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0.0	
入 湯 税	1	0.2	5	0.0	1	0.6	1	0.0	0	0	0	0.0	
事 業 所 税	10	1.3	3,743	0.1	17	2.3	31,876	0.0	11	1.4	16,028	0.0	
合 計	148,999	12.3	3,860,445	4.5	129,880	10.6	3,486,774	3.8	123,570	10.1	3,223,725	3.6	

[注] 件数発付率 = $\frac{\text{督促状発付税額}}{\text{調 定 額}}$

2 財産差押状況（令和3年度）

（単位：件）

財産種別	令和2年度末 差押執行件数	令和3年度末 差押執行件数	令和3年度中差押執行件数	
			差押	うち差押解除・換価等
債 権	242	232	2,426	2,365
不 動 産	66	35	28	8
無 体 財 産	0	0	0	0
動 産	1	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0
計	309	267	2,454	2,373

3 執行停止の状況

（単位：件・円）

年 度 区 分	H29	H30	R1	R2	R3
件 数	13,523	11,379	10,115	9,675	9,572
金 額	192,194,463	229,565,578	225,223,065	222,558,275	173,061,262

4 不納欠損の状況

（単位：件・円）

年 度 区 分	H29	H30	R1	R2	R3
件 数	3,656	2,835	2,838	2,106	2,271
金 額	75,999,295	62,023,287	65,343,383	31,298,762	85,410,881

5 附帯金及び還付加算金に関する調

（単位：件・千円）

年 度 区 分	督 促 手 数 料		延 滞 金	還 付 加 算 金	
	件 数	金 額	金 額	件 数	金 額
H29	144,288	7,214	39,087	609	4,233
H30	137,867	6,893	39,127	398	2,123
R1	136,743	6,837	24,128	452	2,947
R2	120,169	6,008	21,591	544	3,095
R3	114,930	5,746	19,499	292	1,511

6 前納報奨金制度の変せん

昭和26年度	前納報奨金制度の創設 (全納した月数に100分の1を乗じて得た額)
昭和44年度	報奨金相当額をあらかじめ差し引いて納める繰替払制度の実施
昭和45年度	交付制限の新設 (一の納期の税額が50万円を超える場合、その超える部分の金額は計算の基礎に参入しない)
昭和62年度	交付制限等の改正 (最初の納期中に全期前納した場合のみ交付し、交付率は100分の0.5に改正)
平成12年度	交付制限等の改正 (交付率を100分の0.25、交付制限を10万円に改正)
平成15年度	前納報奨金制度の廃止

第 2 節 口座振替

口座振替の状況（令和 3 年度）

(1) 収納対象税目

市県民税（普通徴収）・固定資産税・都市計画税・軽自動車税(種別割)・国民健康保険税

(2) 加入状況

(単位：人・%)

税 目	年度	納税義務者数	加入者数	加入率
市 県 民 税 (普通徴収)	29	78,095	10,969	14.0
	30	76,294	10,573	13.9
	R1	76,076	12,220	16.1
	R2	76,195	12,320	16.2
	R3	73,991	11,809	16.0
固 定 資 産 税 都 市 計 画 税	29	157,230	77,919	49.6
	30	158,494	78,676	49.6
	R1	159,552	79,390	49.8
	R2	160,965	79,200	49.2
	R3	161,019	79,025	49.1
軽 自 動 車 税 (種別割)	29	184,269	21,985	11.9
	30	184,703	21,709	11.8
	R1	185,720	21,450	11.5
	R2	188,040	20,781	11.1
	R3	187,271	20,859	11.1
国民健康保険税	29	59,731	22,823	38.2
	30	58,737	21,944	37.4
	R1	57,740	21,068	36.5
	R2	57,980	20,687	35.7
	R3	57,031	19,822	34.8
計	29	479,325	133,696	27.9
	30	478,228	132,902	27.8
	R1	479,088	134,128	28.0
	R2	483,180	132,988	27.5
	R3	479,312	131,515	27.4

(3) 口座振替収納状況

(単位：件・円・%)

区分 税目	振替依頼分		振替収納分		振替率	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
市 県 民 税 (普通徴収)	40,959	2,440,827,353	39,933	2,382,618,453	97.5%	97.6%
固 定 資 産 税 都 市 計 画 税	256,403	15,510,014,857	251,845	15,305,243,299	98.2%	98.7%
軽自動車税(種別割)	20,859	145,263,700	20,359	141,409,700	97.6%	97.3%
国民健康保険税	211,610	3,551,329,300	205,793	3,450,833,000	97.3%	97.2%
計	529,831	21,647,435,210	517,930	21,280,104,452	97.8%	98.3%

第 3 節 納 税 貯 蓄 組 合

1 組合の状況

(単位：組・人)

種別	年度 区分	H30		R1		R2		R3		R4	
		組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
地 域 組 合		6	40	6	40	0	0	0	0	0	0
業 種 組 合		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		6	40	6	40	0	0	0	0	0	0

※4月1日時点

2 加入状況（令和3年度）

(単位：人・%)

税 目	市税納税義務者数	加 入 者 数	加 入 率
市 県 民 税 (普 通 徴 収)	73,991	0	0.00
固 定 資 産 税 都 市 計 画 税	161,019	0	0.00
軽自動車税(種別割)	187,271	0	0.00
国民健康保険税	57,031	0	0.00
計	479,312	0	0.00

第 4 節 そ の 他

過誤納金還付状況（令和 3 年度）

（単位：件・円）

税 目	還 付 調 定		還 付 済 内 訳						還 付 未 済		
			計(A+B)		支 払 済 (A)		充 当 (B)				
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
入 歳	市県民税(年特)	6,134	38,214,300	5,883	36,612,500	5,749	35,735,600	134	876,900	251	1,601,800
	" (普徴)	1,057	28,328,513	969	24,328,021	855	22,156,050	114	2,171,971	88	4,000,492
	" (特徴)	2,852	75,998,430	2,695	73,917,380	1,814	30,670,910	881	43,246,470	157	2,081,050
	法人市民税	1,033	57,207,169	925	49,278,769	839	46,432,019	86	2,846,750	108	7,928,400
	固定資産税	787	24,033,140	713	22,675,040	536	18,332,248	177	4,342,792	74	1,358,100
	軽自動車税(種別割)	193	1,382,745	156	1,179,595	114	885,500	42	294,095	37	203,150
	市たばこ税	1	90	1	90	1	90	0	0	0	0
	特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	入湯税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	事業所税	25	5,912,418	25	5,912,418	23	5,590,718	2	321,700	0	0
計	12,082	231,076,805	11,367	213,903,813	9,931	159,803,135	1,436	54,100,678	715	17,172,992	
出 歳	市県民税(年特)	822	9,823,150	392	8,116,400	387	8,064,200	5	52,200	430	1,706,750
	" (普徴)	841	21,304,517	580	18,865,897	557	18,450,854	23	415,043	261	2,438,620
	" (特徴)	1,432	32,744,643	1,211	31,036,648	1,196	30,476,200	15	560,448	221	1,707,995
	法人市民税	1,043	158,994,200	1,004	153,904,000	908	150,303,400	96	3,600,600	39	5,090,200
	固定資産税	373	11,667,641	196	9,739,550	172	9,140,900	24	598,650	177	1,928,091
	軽自動車税(種別割)	170	1,302,345	73	643,400	45	445,450	28	197,950	97	658,945
	市たばこ税	1	5,990	1	5,990	1	5,990	0	0	0	0
	特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	入湯税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	事業所税	11	3,185,900	11	3,185,900	11	3,185,900	0	0	0	0
計	4,693	239,028,386	3,468	225,497,785	3,277	220,072,894	191	5,424,891	1,225	13,530,601	
合 計	市県民税(年特)	6,956	48,037,450	6,275	44,728,900	6,136	43,799,800	139	929,100	681	3,308,550
	" (普徴)	1,898	49,633,030	1,549	43,193,918	1,412	40,606,904	137	2,587,014	349	6,439,112
	" (特徴)	4,284	108,743,073	3,906	104,954,028	3,010	61,147,110	896	43,806,918	378	3,789,045
	法人市民税	2,076	216,201,369	1,929	203,182,769	1,747	196,735,419	182	6,447,350	147	13,018,600
	固定資産税	1,160	35,700,781	909	32,414,590	708	27,473,148	201	4,941,442	251	3,286,191
	軽自動車税(種別割)	363	2,685,090	229	1,822,995	159	1,330,950	70	492,045	134	862,095
	市たばこ税	2	6,080	2	6,080	2	6,080	0	0	0	0
	特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	入湯税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	事業所税	36	9,098,318	36	9,098,318	34	8,776,618	2	321,700	0	0
計	16,775	470,105,191	14,835	439,401,598	13,208	379,876,029	1,627	59,525,569	1,940	30,703,593	

〔注〕 本税のみ（固定資産税の歳出には返還金を含む）

第8章 そ の 他

1 市税の徴税費に関する調

(単位：千円・%)

区 分		年 度		H30	R1	R2	R3	R4 (見込み)	前 年 度 比
税 収 入 額	市 税 (A)			78,611,318	79,630,677	78,691,091	79,167,622	79,686,066	100.7
	個 人 の 県 民 税			16,074,431	16,357,443	16,626,668	16,458,710	16,794,211	102.0
	合 計 (B)			94,685,749	95,988,120	95,317,759	95,626,332	96,480,277	100.9
徴 税 費	人 件 費	基 本 給		573,151	559,540	557,988	564,119	580,614	102.9
		諸 手 当		359,756	333,761	340,532	327,432	341,528	104.3
		時 間 外 勤 務		54,949	39,037	46,566	32,217	45,700	141.9
		税 務 手 当		27,840	26,312	26,724	25,769	28,003	108.7
		そ の 他 の 手 当		276,967	268,412	267,242	269,446	267,825	99.4
		そ の 他		215,536	202,988	245,512	230,044	244,695	106.4
		共 済 組 合 負 担 金 等		200,766	188,829	194,518	—	—	—
		報 酬		14,163	14,049	50,994	39,544	42,322	107.0
		そ の 他		607	110	0	190,500	202,373	106.2
		小 計		1,148,443	1,096,289	1,144,032	1,121,595	1,166,837	104.0
徴 税 費	需 要 費	旅 費		1,642	1,907	1,870	1,141	3,576	313.4
		賃 金		39,962	37,832	0	—	—	—
		そ の 他		259,180	345,767	320,997	292,649	503,273	172.0
		小 計		300,784	385,506	322,867	293,790	506,849	172.5
徴 税 費	諸 費	納 期 前 納 付 報 奨 金		0	0	0	0	0	0.0
		納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金		0	0	0	0	0	0.0
		納 税 報 奨 金		0	0	0	0	0	0.0
		そ の 他		316	391	385	79	191	241.8
		小 計		316	391	385	79	191	241.8
	そ の 他		—	—	—	—	—	—	
	合 計 (C)		1,449,543	1,482,186	1,467,284	1,415,464	1,673,877	118.3	
県 民 税 徴 収 取 扱 費	納 税 義 務 者 数 等 を 基 準 に し た 金 額		682,345	691,894	698,699	706,952	709,776	100.4	
	報 奨 金 の 額 に 相 当 す る 金 額		0	0	0	0	0	0.0	
	合 計 (D)		682,345	691,894	698,699	706,952	709,776	100.4	
	(E) = (C) - (D)		767,198	790,292	768,585	708,512	964,101	136.1	
税 収 入 額 に 対 す る 徴 税 費 割	(C) / (B)		1.5 %	1.5 %	1.5 %	1.5 %	1.7 %		
	(E) / (A)		1.0 %	1.0 %	1.0 %	0.9 %	1.2 %		

〔注〕 本表は、総務省調査の課税状況調査に準じ作成したもの

2 市税、資産の証明等に関する調（令和3年度）

（単位：件・円）

種 類	区 分	本 庁		支所・出張所		合 計	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
有 料 証 明	所得・課税証明	25,489	7,059,500	23,754	7,371,180	49,243	14,430,680
	法人所在地証明	206	61,800	199	59,700	405	121,500
	納税証明	1,512	453,600	891	267,300	2,403	720,900
	完納証明	5,455	1,636,500	3,592	1,077,600	9,047	2,714,100
	記載事項(評価)証明	1,741	542,700	937	303,000	2,678	845,700
	記載事項(公課)証明	4,913	1,505,040	1,524	478,500	6,437	1,983,540
	無資産証明	478	143,400	302	90,600	780	234,000
	家屋滅失証明	53	15,900	36	10,800	89	26,700
	償却資産証明書	0	0	3	900	3	900
	課税台帳閲覧	2,163	648,900	1,173	351,900	3,336	1,000,800
	字 図 閱 覧	157	47,100	325	97,500	482	144,600
	住宅用家屋証明	2,150	2,795,000	248	322,400	2,398	3,117,400
	そ の 他	9	2,700	58	17,400	67	20,100
	廃車・標識交付証明	54	16,200	105	31,500	159	47,700
小 計	44,380	14,928,340	33,147	10,480,280	77,527	25,408,620	
無 料 証 明	市営住宅申込	140	—	0	—	140	—
	軽自動車納税証明	3,255	—	19,233	—	22,488	—
	保健所提出用	1,776	—	0	—	1,776	—
	小 計	5,171	—	19,233	—	24,404	—
弁 償 金	12	1,200	21	2,100	33	3,300	
合 計	49,563	14,929,540	52,401	10,482,380	101,964	25,411,920	

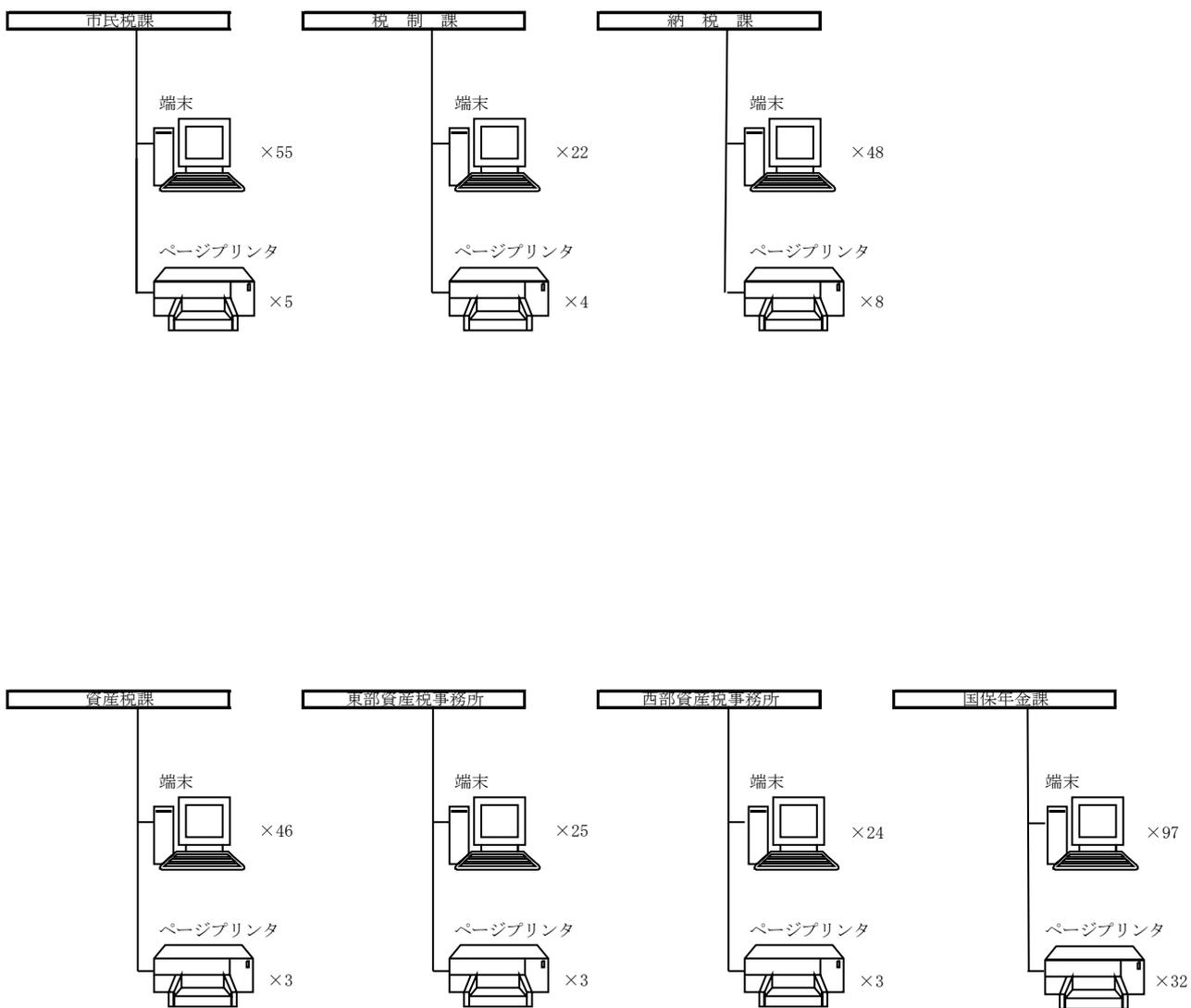
3 税務事務電算処理の概要

(令和4年4月1日現在)

担当部局	業務名	開始年度	対象件数	処理サイクル	主な作成帳票
財務部 税制課	事業所税システム	H 31.1	事業所 1,036 社 家屋 59,057 棟	月次	調査、調定集計表、件数一覧表、異動リスト、申告書
				年次	課税台帳、索引簿、事業所税家屋調書
	軽自動車税システム	H 31.1	363,213 台	随時	標識交付証明書、廃車受付書、廃車受付済書
				月次	課税集計表、異動集計表、調定補助簿、減免決定通知書、更正決定通知書、標識交付簿
	年次	納税通知書、申告指導文書、課税台帳、リース照会文書			
税証明システム	H 31.1	不定	随時	課税証明書、法人所在地証明書、納税証明書、完納証明書、評価証明書、公課証明書、名寄帳、軽自動車税納税証明書（継続検査用）	
財務部 市民税課	個人市民税システム	H 31.1	348,573人	月次	市民税・県民税税額決定（納税）通知書、市民税・県民税納税（変更）通知書、給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収額の決定・変更通知書（納税義務者用）、給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）、異動調定表
				年次	市民税・県民税税額決定（納税）通知書、給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収額の決定・変更通知書（納税義務者用）、給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）、市民税・県民税申告書、総括表、課税状況調、分離所得に係る調
	法人市民税システム	H 31.1	19,047 社	月次	確定申告書、予定申告書、未申告リスト、調定明細リスト、月別調定額集計表、月別調定内訳表、月別歳出還付内訳表、月別外国税額等内訳表、税額順位リスト、産業分類別調定表
				年次	均等割申告書、法人原簿、交付税資料、課税状況調
財務部 資産税課	住登外／宛名システム	H 31.1	個人 651,353人 法人 79,561人	月次	二重登録チェックリスト
				固定資産税システム	H 31.1
	年次	納税通知書、価格（決定）通知書			
	償却	H 31.1	16,815 人	月次	調定集計表、税額更正決議書
年次	納税通知書、償却資産申告書（償却資産課税台帳）				

担当部局	業 務 名	開 始 年 度	対象件数	処 理 サイクル	主 な 作 成 帳 票
財 務 部 納 税 課	収 納 管 理 シ ス テ ム	H31.1	1,521,099 件	月 次	還付充当通知書、過誤納還付金領収書、 過誤納還付金口座振込依頼書、充当リスト、 還付リスト、督促状兼領収証書、 軽自動車（種別割）納税証明書（継続検査用） 他
市民部 国保 年金課	国民健康保険 シ ス テ ム (収 納)	R3.1	772,059 件	日 次	日計表、収入済連絡票
				月 次	還付対象者一覧表、充当対象者一覧表 還付決議書、還付・充当通知書、口座振替開始通知書 口座振替不能通知書、督促状兼領収証書 他
				年 次	繰越調定収入集計表、不納欠損処分決議書、納付済額 のお知らせ、口座振替領収証書兼納付額確認書、被保 険者証返還予告通知、被保険者証返還請求通知 他
	国民健康保険 シ ス テ ム (資格・賦課)	R3.1	57,650世帯 85,603人	即 次	被保険者証、資格取得証明書、決定（変更）通知書兼 納税通知書、決定（更正）通知書 他
				月 次	決定（変更）通知書兼納税通知書 決定（更正）通知書、被保険者証 他
				年 次	被保険者証、決定（変更）通知書兼納税通知書 調整交付金資料、課税状況調、適用適正調査資料 他
	国民健康保険 シ ス テ ム (給 付)	R3.1	57,650世帯 85,603人	即 次	限度額適用認定証 限度額適用・標準負担額減額認定証 他
				月 次	高額療養費該当通知 他
				年 次	特定疾病療養受療証（70歳未満） 他

4 端末機等設置状況



5 固定資産評価審査委員会申出状況

(単位：件)

	土 地					家 屋					償 却 資 産				
	申出	容認	棄却	却下	取下	申出	容認	棄却	却下	取下	申出	容認	棄却	却下	取下
H28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H30	4	0	2	0	2	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0
R1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
R2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R4	3	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

令和4年9月1日現在

第9章 国民健康保険税

1 機構及び事務分掌

令和4年4月1日現在



(単位：千円・%)

2 令和4年度国民健康保険特別会計当初予算額

歳入			歳出		
款別	予算額	構成比	款別	予算額	構成比
1 国民健康保険税	7,649,336	15.3	1 総務費	353,764	0.7
2 一部負担金	2	0.0	2 保険給付費	37,502,460	75.0
3 使用料及び手数料	4,639	0.0	3 国保事業費納付金	11,670,466	23.4
4 県支出金	38,437,303	76.9	4 保健事業費	392,388	0.8
5 繰入金	3,804,422	7.6	5 諸支出金	50,922	0.1
6 繰越金	1	0.0			
7 諸収入	74,297	0.2			
歳入合計	49,970,000	100.0	歳出合計	49,970,000	100.0

3 令和3年度国民健康保険特別会計決算額

(単位：千円・%)

歳 入			歳 出		
款 別	決 算 額	構 成 比	款 別	決 算 額	構 成 比
1 国民健康保険税	7,867,664	15.7	1 総 務 費	285,166	0.6
2 一部負担金	0	0.0	2 保険給付費	35,039,252	74.1
3 使用料及び手数料	3,087	0.0	3 国民健康保険事業費納付金	11,179,109	23.7
4 県 支 出 金	36,491,613	73.0	4 保 險 事 業 費	270,797	0.6
5 繰 入 金	3,920,173	7.8	5 諸 支 出 費	428,778	0.9
6 繰 越 金	1,652,901	3.3			
7 諸 収 入	61,280	0.1			
8 国 庫 支 出 金	19,509	0.0			
歳 入 合 計	50,016,227	100.0	歳 出 合 計	47,203,102	99.9

4 自主財源と依存財源の調

(令和4年度国民健康保険特別会計当初予算)

(単位：千円)

自 主 財 源		依 存 財 源	
国民健康保険税	7,649,336	保険給付費等交付金	38,437,303
一部負担金	2	一般会計繰入金	3,804,422
督促手数料	4,638		
延滞金	30,001		
預金利子	1		
第三者納付金	40,001		
返納金	4,001		
雑入	293		
繰越金	1		
計	7,728,274	計	42,241,725
歳 入 合 計	49,969,999		

5 国民健康保険税の状況（令和4年度）

項 目	説 明			
賦 課 期 日	4 月 1 日			
納 期	[普通徴収] ・ 6 月 ・ 7 月 ・ 8 月 ・ 9 月 ・ 10 月 ・ 11 月 ・ 12 月 年10回 (第1期) (第2期) (第3期) (第4期) (第5期) (第6期) (第7期) ・ 1 月 ・ 2 月 ・ 3 月 注] 納期限が金融機関の休業日の場合、 (第8期) (第9期) (第10期) 翌営業日が納期限 [特別徴収] ・ 4 月 ・ 6 月 ・ 8 月 ・ 10 月 ・ 12 月 ・ 2 月 年 6 回 注] 年金より特別徴収			
賦 課	① 6月1日本算定で年税額を決定し、10期に分けて徴収する。[普通徴収] ② 4、6月は仮徴収とし、本算定後の8、10、12、2月に年税額の残りを徴収する。[特別徴収] ③ 賦課期日後納税義務が発生したのものについては発生した月から、また、納税義務の消滅したものについては、その前月までの月割をもって賦課する。			
税 率 等	区 分	医 療 分	後 期 支 援 分	介 護 分
	① 所 得 割 額	8.65/100	2.49/100	2.50/100
	② 資 産 割 額			
	③ 均 等 割 額	26,500 円	7,700 円	8,700 円
	④ 平 等 割 額	25,700 円	6,900 円	5,900 円
⑤ 賦 課 限 度 額	650,000 円	200,000 円	170,000 円	

【参考】 税率・賦課限度額の変遷

年度 区 分	令和2年度			令和3年度		
	医療分	支援分	介護分	医療分	支援分	介護分
所得割額	8.65/100	2.49/100	2.50/100	8.65/100	2.49/100	2.50/100
均等割額	26,500円	7,700円	8,700円	26,500円	7,700円	8,700円
平等割額	25,700円	6,900円	5,900円	25,700円	6,900円	5,900円
賦課限度額	630,000円	190,000円	170,000円	630,000円	190,000円	170,000円

6 国民健康保険税年度別決算状況

年 度	区 分	調 定 額		収 入 済 額		収入率 (%)	不納欠損額 (千円)	還付未済額 (千円)	収入未済額 (千円)
		(千円)	前年度比 (%)	(千円)	前年度比 (%)				
H27	現年課税分	9,030,766	96.5	8,462,574	96.9	93.7	8	13,624	581,808
	滞納繰越分	1,987,646	84.6	568,944	81.0	28.6	212,933	568	1,206,337
	計	11,018,412	94.1	9,031,518	95.7	82.0	212,941	14,192	1,788,145
H28	現年課税分	8,840,877	97.9	8,333,243	98.5	94.3	553	11,626	518,707
	滞納繰越分	1,750,268	88.1	522,729	91.9	29.9	178,354	360	1,049,545
	計	10,591,145	96.1	8,855,972	98.1	83.6	178,907	11,986	1,568,252
H29	現年課税分	8,431,877	95.4	7,969,457	95.6	94.5	611	13,816	475,625
	滞納繰越分	1,531,587	87.5	470,691	90.0	30.7	155,402	318	905,812
	計	9,963,464	94.1	8,440,148	95.3	84.7	156,013	14,134	1,381,437
H30	現年課税分	8,211,835	97.4	7,764,607	97.4	94.6	524	9,937	456,641
	滞納繰越分	1,340,761	87.5	435,779	92.6	32.5	112,221	469	793,230
	計	9,552,596	95.9	8,200,386	97.2	85.8	112,745	10,406	1,249,871
R1	現年課税分	8,033,280	97.8	7,615,578	98.1	94.8	155	12,089	429,636
	滞納繰越分	1,208,378	90.1	351,208	80.6	29.1	139,780	379	717,769
	計	9,241,658	96.7	7,966,786	97.2	86.2	139,935	12,468	1,147,405
R2	現年課税分	7,949,184	99.0	7,602,984	99.8	95.6	408	10,738	356,530
	滞納繰越分	1,103,684	91.3	356,291	101.4	32.3	135,529	873	612,737
	計	9,052,868	98.0	7,959,275	99.9	87.9	135,937	11,611	969,267
R3	現年課税分	7,851,361	98.8	7,549,268	99.3	96.2	83	17,064	319,074
	滞納繰越分	931,591	84.4	318,395	89.4	34.2	102,176	463	511,483
	計	8,782,952	97.0	7,867,663	98.8	89.6	102,259	17,527	830,557

7 国民健康保険税負担状況

(単位：円)

区 分		年 度				
		H29	H30	R1	R2	R3
予 算 額		8,036,881,000	7,677,125,000	7,370,328,000	6,884,721,000	7,345,850,000
調 定 額		8,431,876,650	8,211,835,000	8,033,280,500	7,949,183,900	7,851,361,300
収 入 額		7,969,456,881	7,764,607,349	7,615,578,014	7,602,984,097	7,549,268,361
被 保 険 者 数 (年 平 均)		96,220 人	93,003 人	90,307 人	88,613 人	87,652 人
被 保 険 者 一 人 当 た り	予 算 額	83,526	82,547	81,614	77,694	83,807
	調 定 額	87,631	88,296	88,955	89,707	89,574
	収 入 額	82,825	83,488	84,330	85,800	86,128
世 帯 数 (年 平 均)		60,961世帯	59,732世帯	58,709世帯	58,249世帯	58,110世帯
一 世 帯 当 た り	予 算 額	131,836	128,526	125,540	118,195	126,413
	調 定 額	138,316	137,478	136,832	136,469	135,112
	収 入 額	130,730	129,991	129,717	130,526	129,913

[注] 現年度分

8 督促状発付状況

(単位：件)

区 分		年 度				
		H29	H30	R1	R2	R3
件 数		92,230	85,461	82,243	69,342	67,998

9 過誤納金還付状況（令和3年度）

（単位：件・円）

区 分	還付調定		還付済額						還付未済	
			計（A）＋（B）		支払済（A）		充当（B）			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
歳 入	11,428	104,571,259	10,820	97,665,894	9,856	91,399,919	964	6,265,975	608	6,905,365
歳 出	2,427	30,217,228	2,114	26,570,253	1,950	25,659,100	164	911,153	313	3,646,975
合 計	13,855	134,788,487	12,934	124,236,147	11,806	117,059,019	1,128	7,177,128	921	10,552,340

〔注〕本税のみ

10 執行停止の状況

（単位：件・円）

区 分 \ 年 度	H29	H30	R1	R2	R3
件 数	19,886	13,787	10,557	19,662	10,298
金 額	227,103,300	159,085,239	117,475,481	187,350,311	106,204,441

11 不納欠損の状況

（単位：件・円）

区 分 \ 年 度	H29	H30	R1	R2	R3
件 数	13,168	9,910	11,849	11,358	9,048
金 額	156,012,795	112,744,976	139,934,664	135,937,560	102,259,143

1 令和4年度市税一覧表

税目	摘要	課税客体	納税義務者	賦課期日	課税標準及び税率	申告期限	納期																																	
市民税		<ul style="list-style-type: none"> 市内に住所を有する個人(均等割、所得割) 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者(均等割) 市内に事務所又は事業所を有する法人(均等割、法人税割) 市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設(以下「寮等」という。)を有する法人で当該市内に事務所又は事業所を有しない者及び市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(均等割) 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの(法人税割) 市内に事務所又は事業所を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの又は法人課税信託の引受けを行うもの(均等割・法人税割) 		1月1日 (個人市民税に限る。)	<p>税率</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人所得割 一律 6% 個人均等割 一律 6% 個人均等割 一律 6% 法人税割 8.4% (令和元年10月1日以後に開始する事業年度) ※但し、平成26年10月1日以後に開始する事業年度については、12.1% ※但し、平成26年9月30日以前に開始する事業年度については、14.7% <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>天分市内における従業者数</th> <th>税率 円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円を超える</td> <td>50人を超える</td> <td>3,000,000</td> </tr> <tr> <td>50億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td>10億円を超える</td> <td>50人を超える</td> <td>1,750,000</td> </tr> <tr> <td>50億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td>1億円を超える</td> <td>50人を超える</td> <td>400,000</td> </tr> <tr> <td>10億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>160,000</td> </tr> <tr> <td>1千万円を超える</td> <td>50人を超える</td> <td>150,000</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>130,000</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人を超える</td> <td>120,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記に掲げる法人以外の法人等</td> <td>50,000</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額	天分市内における従業者数	税率 円	50億円を超える	50人を超える	3,000,000	50億円以下	50人以下	410,000	10億円を超える	50人を超える	1,750,000	50億円以下	50人以下	410,000	1億円を超える	50人を超える	400,000	10億円以下	50人以下	160,000	1千万円を超える	50人を超える	150,000	1億円以下	50人以下	130,000	1千万円以下	50人を超える	120,000	上記に掲げる法人以外の法人等		50,000	<p>(個人)</p> <p>個人申告書 3月15日 給与支払報告書 1月31日 (法人) 法人税申告期限と同一</p>	<p>(個人)</p> <ul style="list-style-type: none"> 普通徴収 第1期 6月15日～ 6月30日 第2期 8月15日～ 8月31日 第3期 10月15日～ 10月31日 第4期 翌年1月15日～ 1月31日 特別徴収 毎月徴収の 翌月10日 <p>(法人)</p> <p>事業年度終了の日の翌日から2カ月以内 ※納期限が土、日曜日にあたる場合は、その翌々日または翌日が納期限となる</p>
資本金等の額	天分市内における従業者数	税率 円																																						
50億円を超える	50人を超える	3,000,000																																						
50億円以下	50人以下	410,000																																						
10億円を超える	50人を超える	1,750,000																																						
50億円以下	50人以下	410,000																																						
1億円を超える	50人を超える	400,000																																						
10億円以下	50人以下	160,000																																						
1千万円を超える	50人を超える	150,000																																						
1億円以下	50人以下	130,000																																						
1千万円以下	50人を超える	120,000																																						
上記に掲げる法人以外の法人等		50,000																																						
固定資産税		土地 家屋 償却資産	固定資産の所有者	1月1日	<p>課税標準 土地</p> <p><u>宅地の税負担の調整措置</u> 宅地に係る固定資産税は、評価額が急激に上昇した場合であっても、税負担の上昇は緩やかなものになるよう、課税標準額を徐々に是正する負担調整措置が講じられています。</p> <p><u>住宅用地的調整措置</u> (表1 住宅用地) ○負担水準＝前年度の課税標準額/今年度の価格(×住宅特例(1/6または1/3)) 右記表1の区分に応じて今年度の課税標準額が求められます。</p> <p><u>住宅用地以外の調整措置</u> ○負担水準＝前年度の課税標準額/今年度の価格 右記表2の区分に応じて今年度の課税標準額が求められます。</p> <p><u>農地に対する評価及び課税</u> 農地は「一般農地」と「市街化区域農地」に区分され、それぞれ異なる仕組みが採られています。</p> <p><u>一般農地</u> 一般農地は、市街化区域農地以外の農地(田及び畑)をいいます。評価方法は、農地の標準地を選定し、その価格から比率して求められます。 また、一般農地についても、負担水準の区分に応じたなだらかな税負担の調整措置が導入されています。(下図参照)</p> <p><u>市街化区域農地</u> 市街化区域農地は、市街化区域内の農地(田及び畑)をいいます。評価方法は、一般農地とは異なり、宅地等の評価額を基準として求めた価格から造成費を控除した価格によって評価します。 また、課税については、一般農地と同様の税負担の調整措置が適用されます。(右図参照)</p> <p><u>市街化区域農地の税負担の調整措置</u> 負担水準＝前年度課税標準額/今年度の価格×1/3 表の区分に応じて負担調整率が定められ、前年度の課税標準額に負担調整率を乗じて、今年度の課税標準額が求められます。</p> <p><u>令和4年度における土地に係る固定資産税等の負担調整措置</u> 令和4年度限りの措置として、商業地等(負担水準が80%未満の土地に限る。)の令和4年度の課税標準額は、令和3年度の課税標準額に令和4年度の評価額の2.5%(現行:5%)を加算した額(ただし、当該額が、評価額の60%を上回る場合には60%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とする。)となります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">農地</th> </tr> <tr> <th>負担水準</th> <th>税負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>80%以上 90%未満</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>70%以上 80%未満</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>70%未満</td> <td>1.10</td> </tr> </tbody> </table> <p>家屋 償却資産</p> <p>評価額</p> <ul style="list-style-type: none"> 税率 1.4/100 免税点 土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円 	農地		負担水準	税負担調整率	90%以上	1.025	80%以上 90%未満	1.05	70%以上 80%未満	1.075	70%未満	1.10	<p>償却資産 1月31日</p>	<p>第1期 4月15日～ 4月30日</p> <p>第2期 7月15日～ 7月31日</p> <p>第3期 9月15日～ 9月30日</p> <p>第4期 12月15日～ 1月4日</p> <p>※納期限が土、日曜日にあたる場合は、その翌々日または翌日が納期限となる</p>																					
農地																																								
負担水準	税負担調整率																																							
90%以上	1.025																																							
80%以上 90%未満	1.05																																							
70%以上 80%未満	1.075																																							
70%未満	1.10																																							

申告期限・納期の末日が休日(土曜日、日曜日、国民の祝日等)に該当するときは、その休日の翌日が期限となります。

税目		摘要	課税客體	納税義務者	賦課期日	課税標準及び税率	申告期限	納期
交付金			交付金 国、地方公共団体の固定資産で貸付資産等	国、地方公共団体	前年3月31日	算定標準の $\frac{1.4}{100}$		毎年6月30日
軽自動車税		原動機付自転車 軽自動車 小型特殊自動車 二輪の小型自動車	軽自動車等の所有者 (売主が所有権を留保している場合には買主)	4月1日	税率 原動機付自転車 50cc以下 2,000円 90cc以下 2,000円 125cc以下 2,400円 ミニカー 二輪のもの 3,700円 二輪のもの 3,600円 三輪のもの 3,900円 軽自動車 四輪乗用営業用 6,900円 四輪乗用自家用 10,800円 四輪貨物営業用 3,800円 四輪貨物自家用 5,000円 小型特殊自動車 農耕作業用のもの 2,400円 その他のもの 5,900円 二輪の小型自動車 6,000円 ※三輪以上の軽自動車の税率は、新規検査(新車新規登録)や燃費性能などにより異なります。	・取得申告 所有者等となった日から15日以内 ・廃車申告 所有者等でなくなった日から30日以内	5月15日～5月31日	
	環境性能割 (令和元年10月1日から)	三輪以上の軽自動車	三輪以上の軽自動車の取得者		課税標準は取得価格。税率は0%～2%	取得時	申告期限と同一	
市たばこ税			売渡し等に係る製造たばこ	製造たばこの製造者 特定販売業者 卸売販売業者		税率 1,000本につき6,552円	翌月 末日	申告期限と同一
特別土地保有税			土地の所有又は土地の取得 ※平成15年度以降は、税制改正により、課税停止となっている。	所有者又は取得者		・課税標準 土地の取得価額または修正取得価額 ・税率 保有分 $\frac{1.4}{100}$ 取得分 $\frac{3}{100}$	保有分 その年の5月31日 取得分 その年の2月末日 8月31日 ※申告期限が土、日曜日にあたる場合は、その翌々日または翌日 が申告期限となる。	申告期限と同一
入湯税			鉱泉浴場における入湯行為	入湯客		入湯客1人1日につき 150円	翌月 15日	申告期限と同一
事業所税			事業所等において法人又は個人が行う事業	事業所等において事業を行う者		資産割 事業所床面積1㎡につき 600円 免税点・・・事業所床面積1,000㎡以下 従業者割 従業者給与総額の $\frac{0.25}{100}$ 免税点・・・従業者数100人以下	個人 翌年3月15日 法人 事業年度終了の日から2月以内	申告期限と同一
都市計画税			市街化区域内にある土地及び家屋	固定資産の所有者	1月1日	税率 $\frac{0.25}{100}$		固定資産税の納期と同一

2 市税税率の変せん

税目		年度	昭和 2 5	2 6	2 7	2 8																																																																																					
市 民 税	個 人 所 得 割	均等割	600円	500円	〃	〃																																																																																					
		所得割	所得税額の $\frac{18}{100}$	前年の課税総所得金額から所得税額を控除した金額の100分の20以内とし、その通増率は下表による。	前年の課税総所得金額（基礎控除のみをした金額）の100分の10以内とし、通増率は下表による。	〃	〃																																																																																				
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>課税総所得金額から所得税額を控除した金額</th> <th>税率 %</th> <th>控除額 円</th> <th>税率 %</th> <th>控除額 円</th> <th>税率 %</th> <th>控除額 円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2万円以下</td> <td>5</td> <td>12万円まで</td> <td>10</td> <td>20万円まで</td> <td>15</td> <td>28万円以上</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>4万円まで</td> <td>6</td> <td>13万円まで</td> <td>11</td> <td>22万円まで</td> <td>16</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6万円まで</td> <td>7</td> <td>14万円まで</td> <td>12</td> <td>24万円まで</td> <td>17</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8万円まで</td> <td>8</td> <td>16万円まで</td> <td>13</td> <td>26万円まで</td> <td>18</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10万円まで</td> <td>9</td> <td>18万円まで</td> <td>14</td> <td>28万円まで</td> <td>19</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	課税総所得金額から所得税額を控除した金額			税率 %	控除額 円	税率 %	控除額 円	税率 %	控除額 円	2万円以下	5	12万円まで	10	20万円まで	15	28万円以上	20	4万円まで	6	13万円まで	11	22万円まで	16			6万円まで	7	14万円まで	12	24万円まで	17			8万円まで	8	16万円まで	13	26万円まで	18			10万円まで	9	18万円まで	14	28万円まで	19			<table border="1"> <thead> <tr> <th>課税総所得金額</th> <th>税率 %</th> <th>控除額 円</th> <th>課税総所得金額</th> <th>税率 %</th> <th>控除額 円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5万円未満</td> <td>4.4</td> <td></td> <td>20万円以上 50万円未満</td> <td>10.0</td> <td>5,700</td> </tr> <tr> <td>5万円以上 8万円未満</td> <td>5.5</td> <td>550</td> <td>50万円以上</td> <td>10.0</td> <td>5,700</td> </tr> <tr> <td>8万円以上 10万円未満</td> <td>6.6</td> <td>1,430</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10万円以上 12万円未満</td> <td>7.7</td> <td>2,530</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>12万円以上 15万円未満</td> <td>8.8</td> <td>3,850</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>15万円以上 20万円未満</td> <td>9.9</td> <td>5,500</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	課税総所得金額	税率 %	控除額 円	課税総所得金額	税率 %	控除額 円	5万円未満	4.4		20万円以上 50万円未満	10.0	5,700	5万円以上 8万円未満	5.5	550	50万円以上	10.0	5,700	8万円以上 10万円未満	6.6	1,430				10万円以上 12万円未満	7.7	2,530				12万円以上 15万円未満	8.8	3,850				15万円以上 20万円未満
	課税総所得金額から所得税額を控除した金額	税率 %	控除額 円	税率 %	控除額 円	税率 %	控除額 円																																																																																				
2万円以下	5	12万円まで	10	20万円まで	15	28万円以上	20																																																																																				
4万円まで	6	13万円まで	11	22万円まで	16																																																																																						
6万円まで	7	14万円まで	12	24万円まで	17																																																																																						
8万円まで	8	16万円まで	13	26万円まで	18																																																																																						
10万円まで	9	18万円まで	14	28万円まで	19																																																																																						
課税総所得金額	税率 %	控除額 円	課税総所得金額	税率 %	控除額 円																																																																																						
5万円未満	4.4		20万円以上 50万円未満	10.0	5,700																																																																																						
5万円以上 8万円未満	5.5	550	50万円以上	10.0	5,700																																																																																						
8万円以上 10万円未満	6.6	1,430																																																																																									
10万円以上 12万円未満	7.7	2,530																																																																																									
12万円以上 15万円未満	8.8	3,850																																																																																									
15万円以上 20万円未満	9.9	5,500																																																																																									
法人	均等割	1,800円	〃	〃	〃	〃																																																																																					
	法人税割	—	$\frac{15}{100}$	〃	〃	〃																																																																																					
固定資産税			$\frac{1.6}{100}$	〃	〃	〃																																																																																					
自転車税	自転車	<ul style="list-style-type: none"> 2輪 200円 3輪 400円 			<ul style="list-style-type: none"> 自転車 <ul style="list-style-type: none"> 2輪 200円 原動機付2輪 500円 3輪 400円 	<ul style="list-style-type: none"> 自転車 <ul style="list-style-type: none"> 2輪 200円 原動機付2輪 500円 3輪 400円 																																																																																					
荷車税	荷車	<ul style="list-style-type: none"> 牛馬車 800円 大車 400円 小車・リヤカー 200円 	〃		<ul style="list-style-type: none"> 荷車 <ul style="list-style-type: none"> 牛馬車4輪 (荷積面積2.01㎡以上) 800円 〃 (〃 2.00㎡以上) 600円 牛馬車2輪 400円 大車 400円 小車・リヤカー 200円 																																																																																						
市たばこ消費税			—	—	—	—																																																																																					
電気ガス税			$\frac{10}{100}$	〃	〃	〃																																																																																					
木材引取税			$\frac{5}{100}$	〃	〃	〃																																																																																					
特別土地保有税			—	—	—	—																																																																																					
都市計画税			—	—	—	—																																																																																					
入湯税			—	—	—	—																																																																																					

税目		年度	29	30	31	32				
市 民 税	個人	均等割	400円	〃	〃	〃				
		所得割	(単純累進)	(単純累進)		(超過累進)				
	課税総所得金額		税率%	課税総所得金額	税率%	課税総所得金額	税率%			
	5万円まで		3.0	3万円まで	2.5	25万円	〃	4.7		
	9万円		〃	3.3	5万円	〃	2.7	27万円	〃	4.9
	11万円		〃	3.7	7万円	〃	2.9	29万円	〃	5.1
	15万円		〃	4.1	9万円	〃	3.1	31万円	〃	5.3
	19万円		〃	4.5	11万円	〃	3.3	34万円	〃	5.6
	21万円		〃	5.2	13万円	〃	3.5	37万円	〃	5.9
	24万円		〃	6.0	15万円	〃	3.7	40万円	〃	6.2
30万円	〃	6.7	17万円	〃	3.4	43万円	〃	6.5		
30万円以上	7.5	19万円	〃	4.1	46万円	〃	6.8			
21万円	〃	4.3	50万円	〃	7.1	23万円	〃	4.5	50万円以上	7.4
法人	均等割	2,500円	〃	〃	〃					
	法人税割	$\frac{9}{100}$	$\frac{9.7}{100}$	〃	〃					
固定資産税		$\frac{1.5}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	〃	〃					
自転車荷車税	自転車	原動機付2輪 500円 〃 3輪 700円 2輪 200円 3輪 400円 牛馬車4輪(荷積面積2.01㎡以上) 800円 (荷積面積2.00㎡以上)	自転車	原動機付2輪 50cc以下 500円 90cc以下 800円 125cc以下 1,000円 2輪 200円 3輪 400円	〃	〃				
	荷車	牛馬車2輪 400円 大車 400円 小車・リヤカー 200円	荷車は前年に同じ							
		自転車税と荷車税が統合された。 月割課税制度創設								
市たばこ消費税		$\frac{10}{115}$	—	$\frac{9}{100}$	〃					
電気ガス税		〃	〃	〃	〃					
木材引取税		〃	〃	〃	$\frac{4}{100}$					
特別土地保有税		—	—	—	—					
都市計画税		—	—	—	$\frac{0.1}{100}$					
入湯税		—	—	—	—					

税目		年度	3 3	3 4	3 5	3 6																			
市 民 税	個 人	均等割	〃	〃	〃	〃																			
		所得割	〃	〃	〃	〃	〃																		
							課税総所得金額	税率 %	課税総所得金額	税率 %															
							3万円以下の金額	2.0	120万円を超える金額	7.5															
							3万円を超える金額	2.8	200万円	〃	8.2														
							8万円	〃	300万円	〃	9.0														
							15万円	〃																	
							30万円	〃																	
	50万円						〃																		
	80万円	〃																							
法人	均等割	〃	〃	〃	〃																				
	法人税割	〃	〃	〃	〃																				
固定資産税			〃	〃	〃	〃																			
軽自動車税	原動機付自転車	<table border="0"> <tr><td>50cc以下</td><td>500円</td></tr> <tr><td>90cc以下</td><td>800円</td></tr> <tr><td>120cc以下</td><td>1,000円</td></tr> </table>	50cc以下	500円	90cc以下	800円	120cc以下	1,000円		原動機付自転車	<table border="0"> <tr><td>50cc以下</td><td>500円</td></tr> <tr><td>90cc以下</td><td>800円</td></tr> <tr><td>120cc以下</td><td>1,000円</td></tr> </table>	50cc以下	500円	90cc以下	800円	120cc以下	1,000円	原動機付自転車	<table border="0"> <tr><td>50cc以下</td><td>500円</td></tr> <tr><td>90cc以下</td><td>800円</td></tr> <tr><td>120cc以下</td><td>1,000円</td></tr> </table>	50cc以下	500円	90cc以下	800円	120cc以下	1,000円
	50cc以下	500円																							
	90cc以下	800円																							
120cc以下	1,000円																								
50cc以下	500円																								
90cc以下	800円																								
120cc以下	1,000円																								
50cc以下	500円																								
90cc以下	800円																								
120cc以下	1,000円																								
軽自動車	1,500円	〃	側車付軽自動車 三輪、四輪、軽自動車	2,500円	軽自動車	<table border="0"> <tr><td>二輪</td><td>1,500円</td></tr> <tr><td>三輪</td><td>2,500円</td></tr> <tr><td>四輪 乗用</td><td>3,000円</td></tr> <tr><td>四輪 貨物</td><td>2,500円</td></tr> </table>	二輪	1,500円	三輪	2,500円	四輪 乗用	3,000円	四輪 貨物	2,500円											
二輪	1,500円																								
三輪	2,500円																								
四輪 乗用	3,000円																								
四輪 貨物	2,500円																								
二輪の小型自動車	2,500円		その他	1,500円	二輪の小型自動車	2,500円																			
二輪の小型自動車	2,500円		二輪の小型自動車	2,500円	二輪の小型自動車	2,500円																			
市たばこ消費税	$\frac{11}{100}$	〃	〃	〃	〃																				
電気ガス税	〃	〃	〃	〃	〃																				
木材引取税	$\frac{2}{100}$	〃	〃	〃	〃																				
特別土地保有税	—	—	—	—	—																				
都市計画税	〃	〃	〃	〃	$\frac{0.2}{100}$																				
入湯税	1人1日20円	〃	〃	〃	〃																				

年度		37	38	39	40			
市 民 税	個人所得割	均等割	課税総所得金額		課税総所得金額		課税総所得金額	
			3万円以下の金額	2.0	10万円以下の金額	2	15万円以下の金額	2
			3万円を超え 8万円まで	2.8	10万円を超え 20万円まで	3	15万円を超える金額	3
			8万円 " 15万円 "	3.5	20万円 " 50万円 "	4	40万円 "	4
			15万円 " 30万円 "	4.3	50万円 " 100万円 "	5	70万円 "	5
			30万円 " 50万円 "	5.1	100万円 " 150万円 "	6	100万円 "	6
			50万円 " 80万円 "	6.0	150万円 " 250万円 "	7	150万円 "	7
			80万円 " 120万円 "	6.7	250万円 " 400万円 "	8	250万円 "	8
			120万円 " 200万円 "	7.5	400万円 " 600万円 "	9	400万円 "	9
			200万円 " 300万円 "	8.2	600万円 " 1000万円 "	10	600万円 "	10
		1000万円 " 2000万円 "	11	1000万円 "	11			
		2000万円 " 3000万円 "	12	2000万円 "	12			
		3000万円 " 5000万円 "	13	3000万円 "	13			
		5000万円を超える金額	14	5000万円 "	14			
	均等割			1,800円				
	法人税割				$\frac{10.1}{100}$			
固定資産税								
軽自動車税	"	"	原動機付自転車	<ul style="list-style-type: none"> 50cc以下 500円 90cc以下 800円 125cc以下 1,000円 	"	原動機付自転車	<ul style="list-style-type: none"> 50cc以下 500円 90cc以下 800円 125cc以下 1,000円 	
			小型特殊自動車	<ul style="list-style-type: none"> 農耕作業用 1,000円 その他のもの 3,000円 		小型特殊自動車	<ul style="list-style-type: none"> 農耕作業用 1,000円 その他のもの 3,000円 	
			二輪の小型自動車	2,500円		二輪の小型自動車	2,500円	
			軽自動車	<ul style="list-style-type: none"> 二輪 1,500円 三輪 2,500円 四輪貨物 2,500円 四輪乗用 3,000円 		軽自動車	<ul style="list-style-type: none"> 二輪 1,500円 三輪 2,500円 四輪貨物 2,500円 四輪乗用 4,500円 	
市たばこ消費税	$\frac{12}{100}$	$\frac{13.4}{100}$	$\frac{15}{100}$					
電気ガス税	$\frac{9}{100}$	$\frac{8}{100}$	$\frac{7}{100}$					
木材引取税	"	"	"					
特別土地保有税	—	—	—					
都市計画税	"	"	"					
入湯税	"	"	"					

税目		年度		4 1	4 2	4 3	4 4	4 5	4 6	4 7	4 8																												
市 民 税	個 人	均等割		"	"	"	"	"	"	"	"																												
		所得割		"	"	"	"	"	"	"	"																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>課税総所得金額</th> <th>税率%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>30万円以下の金額</td><td>2</td></tr> <tr><td>30万円を越える金額</td><td>3</td></tr> <tr><td>50万円 "</td><td>4</td></tr> <tr><td>80万円 "</td><td>5</td></tr> <tr><td>110万円 "</td><td>6</td></tr> <tr><td>150万円 "</td><td>7</td></tr> <tr><td>250万円 "</td><td>8</td></tr> <tr><td>400万円 "</td><td>9</td></tr> <tr><td>600万円 "</td><td>10</td></tr> <tr><td>1,000万円 "</td><td>11</td></tr> <tr><td>2,000万円 "</td><td>12</td></tr> <tr><td>3,000万円 "</td><td>13</td></tr> <tr><td>5,000万円 "</td><td>14</td></tr> </tbody> </table>											課税総所得金額	税率%	30万円以下の金額	2	30万円を越える金額	3	50万円 "	4	80万円 "	5	110万円 "	6	150万円 "	7	250万円 "	8	400万円 "	9	600万円 "	10	1,000万円 "	11	2,000万円 "	12	3,000万円 "	13	5,000万円 "	14
	課税総所得金額	税率%																																					
	30万円以下の金額	2																																					
	30万円を越える金額	3																																					
	50万円 "	4																																					
	80万円 "	5																																					
	110万円 "	6																																					
	150万円 "	7																																					
250万円 "	8																																						
400万円 "	9																																						
600万円 "	10																																						
1,000万円 "	11																																						
2,000万円 "	12																																						
3,000万円 "	13																																						
5,000万円 "	14																																						
法 人	均等割		"	資本金1,000万円を超える法人及び相互会社4,000円 その他の法人等 2,500円	"	"	"	"	"	"	"																												
	法人税割		$\frac{10.4}{100}$ (12月1日以降 $\frac{10.7}{100}$)	$\frac{10.7}{100}$	"	"	"	"	"	"	"																												
固定資産税			"	"	"	"	"	"	"	"	"																												
軽自動車税			"	"	"	"	"	"	"	"	"																												
<p>月割課税廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> 〔 原動機付自転車 小型特殊自転車 (農耕用) 																																							
市たばこ消費税			"	$\frac{18.1}{100}$	"	"	"	"	"	"	"																												
電気ガス税			"	"	"	"	"	"	"	"	$\frac{7}{100}$ (10月1日以降 $\frac{6}{100}$)																												
木材引取税			"	"	"	"	"	"	"	"	"																												
特別土地保有税			—	—	—	—	—	—	—	—	保有分 $\frac{1.4}{100}$ 取得分 $\frac{3}{100}$																												
都市計画税			"	"	"	"	"	"	"	"	"																												
入湯税			"	"	"	"	"	"	1人1日 40円	"	"																												

税目		年度		49	50	51	52	53																						
		均等割	所得割																											
市民税	個人	均等割		〃	〃	1,200円	〃	〃																						
		所得割		〃	〃	〃	〃	〃																						
	法人	均等割		〃	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資本金1億円を超えかつ従業者数100人を超える法人 24,000円 ・ 資本金1億円を超える法人又は資本金が1千万円を超え1億円以下の法人 12,000円 ・ その他の法人等 7,200円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資本金1億円を超えかつ従業者数100人を超える法人 80,000円 ・ 資本金1億円を超える法人又は資本金が1千万円を超え1億円以下の法人 24,000円 ・ その他の法人等 8,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資本金50億円を超えかつ従業者数が100人を超える法人 800,000円 ・ 資本金10億円を超え50億円以下で従業者数が100人を超える法人 400,000円 ・ 資本金10億円を超え、従業者数100人以下及び資本金1億円を超え10億円以下で従業者数100人超の法人 80,000円 ・ 資本金1億円を超え10億円以下で従業者数100人以下及び資本金1,000万円を越え1億円以下の法人 24,000円 ・ その他の法人等 8,000円 																						
		法人税割		$\frac{14.5}{100}$	〃	〃	〃	〃																						
固定資産税				〃	〃	〃	〃	〃																						
軽自動車税				〃	〃	原動機付自転車 <table border="0"> <tr><td>50cc以下</td><td>650円</td></tr> <tr><td>90cc以下</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>125cc以下</td><td>1,300円</td></tr> </table> 軽自動車 <table border="0"> <tr><td>二輪</td><td>2,000円</td></tr> <tr><td>三輪</td><td>2,600円</td></tr> <tr><td>四輪乗用 営業用</td><td>5,290円</td></tr> <tr><td>〃 自家用</td><td>5,900円</td></tr> <tr><td>四輪貨物 営業用</td><td>2,900円</td></tr> <tr><td>〃 自家用</td><td>3,300円</td></tr> </table> 小型特殊自動車 <table border="0"> <tr><td>農耕作業用</td><td>1,300円</td></tr> <tr><td>その他のもの</td><td>3,900円</td></tr> </table> 二輪の小型自動車 3,300円	50cc以下	650円	90cc以下	1,000円	125cc以下	1,300円	二輪	2,000円	三輪	2,600円	四輪乗用 営業用	5,290円	〃 自家用	5,900円	四輪貨物 営業用	2,900円	〃 自家用	3,300円	農耕作業用	1,300円	その他のもの	3,900円	〃	〃
50cc以下	650円																													
90cc以下	1,000円																													
125cc以下	1,300円																													
二輪	2,000円																													
三輪	2,600円																													
四輪乗用 営業用	5,290円																													
〃 自家用	5,900円																													
四輪貨物 営業用	2,900円																													
〃 自家用	3,300円																													
農耕作業用	1,300円																													
その他のもの	3,900円																													
市たばこ消費税				〃	〃	〃	〃	〃																						
電気ガス税				$\frac{6}{100}$ → $\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	〃	〃	〃																						
ガス税				$\frac{6}{100}$ → $\frac{5}{100}$ → $\frac{4}{100}$	$\frac{3}{100}$	$\frac{2}{100}$	〃	〃																						
木材引取税				〃	〃	〃	〃	〃																						
特別土地保有税				〃	〃	〃	〃	〃																						
都市計画税				〃	〃	〃	〃	$\frac{0.25}{100}$																						
入湯税				〃	1人1日100円	〃	1人1日 150円	〃																						
事業所税				—	—	事業に係る事業所税 資産割 床面積1㎡につき300円 従業者割 従業者給与総額 $\times \frac{0.25}{100}$ 新增設に係る事業所税 床面積1㎡につき5,000円	〃	〃																						

年度		5 4	5 5	5 6	5 7	5 8																											
市 民 税	均 等 割	〃	1, 500円	〃	〃	〃																											
	個 人 所 得 割	〃	<table border="1"> <thead> <tr> <th>課税総所得金額</th> <th>税率%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>30万円 以下の金額</td><td>2</td></tr> <tr><td>30万円 を超える金額</td><td>3</td></tr> <tr><td>45万円 〃</td><td>4</td></tr> <tr><td>70万円 〃</td><td>5</td></tr> <tr><td>100万円 〃</td><td>6</td></tr> <tr><td>130万円 〃</td><td>7</td></tr> <tr><td>230万円 〃</td><td>8</td></tr> <tr><td>370万円 〃</td><td>9</td></tr> <tr><td>570万円 〃</td><td>10</td></tr> <tr><td>950万円 〃</td><td>11</td></tr> <tr><td>1, 900万円 〃</td><td>12</td></tr> <tr><td>2, 900万円 〃</td><td>13</td></tr> <tr><td>4, 900万円 〃</td><td>14</td></tr> </tbody> </table>	課税総所得金額	税率%	30万円 以下の金額	2	30万円 を超える金額	3	45万円 〃	4	70万円 〃	5	100万円 〃	6	130万円 〃	7	230万円 〃	8	370万円 〃	9	570万円 〃	10	950万円 〃	11	1, 900万円 〃	12	2, 900万円 〃	13	4, 900万円 〃	14	〃	〃
課税総所得金額	税率%																																
30万円 以下の金額	2																																
30万円 を超える金額	3																																
45万円 〃	4																																
70万円 〃	5																																
100万円 〃	6																																
130万円 〃	7																																
230万円 〃	8																																
370万円 〃	9																																
570万円 〃	10																																
950万円 〃	11																																
1, 900万円 〃	12																																
2, 900万円 〃	13																																
4, 900万円 〃	14																																
税 人	均 等 割	〃	〃	〃	〃	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の種類</th> <th>従業員数</th> <th>50人以下</th> <th>50人を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円を超える法人</td> <td></td> <td>160,000</td> <td>1,200,000</td> </tr> <tr> <td>10億円を越え50億円以下の法人</td> <td></td> <td>160,000</td> <td>700,000</td> </tr> <tr> <td>1億円を越え10億円以下の法人</td> <td></td> <td>60,000</td> <td>160,000</td> </tr> <tr> <td>1千万円を越え1億円以下の法人</td> <td></td> <td>48,000</td> <td>60,000</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下の法人等</td> <td></td> <td>16,000</td> <td>80,000</td> </tr> </tbody> </table>	資本等の種類	従業員数	50人以下	50人を超える	50億円を超える法人		160,000	1,200,000	10億円を越え50億円以下の法人		160,000	700,000	1億円を越え10億円以下の法人		60,000	160,000	1千万円を越え1億円以下の法人		48,000	60,000	1千万円以下の法人等		16,000	80,000			
	資本等の種類	従業員数	50人以下	50人を超える																													
50億円を超える法人		160,000	1,200,000																														
10億円を越え50億円以下の法人		160,000	700,000																														
1億円を越え10億円以下の法人		60,000	160,000																														
1千万円を越え1億円以下の法人		48,000	60,000																														
1千万円以下の法人等		16,000	80,000																														
	法 人 税 割	〃	〃	$\frac{14.5}{100}$ (8月1日以降 $\frac{14.7}{100}$)	〃	〃																											
固 定 資 産 税		〃	〃	〃	〃	〃																											
軽 自 動 車 税	原動機付自転車	<ul style="list-style-type: none"> 50cc以下 700円 90cc以下 1,100円 125cc以下 1,450円 		〃																													
	軽自動車	<ul style="list-style-type: none"> 二輪 2,200円 三輪 2,850円 四輪乗用 営業用 5,200円 〃 自家用 6,500円 四輪貨物 営業用 2,900円 〃 自家用 3,650円 	〃	〃	〃	〃																											
	小型特殊自動車	<ul style="list-style-type: none"> 農耕作業用 1,450円 その他のもの 4,300円 		<ul style="list-style-type: none"> 月割課税廃止 四輪の軽自動車 二輪の小型自動車 小型特殊自動車 (その他のもの) 																													
市 た ば こ 消 費 税		〃	〃	〃	〃	〃																											
電 気 ガ ス 税		〃	〃	〃	〃	〃																											
ガ ス 税		〃	〃	〃	〃	〃																											
木 材 引 取 税		〃	〃	〃	〃	〃																											
特 別 土 地 保 有 税		〃	〃	〃	〃	〃																											
都 市 計 画 税		〃	〃	〃	〃	〃																											
入 湯 税		〃	〃	〃	〃	〃																											
事 業 所 税		〃	事業に係る事業所税 資産割 床面積 1㎡につき500円 従業者割 従業者給与総額× $\frac{0.25}{100}$ 新増設に係る事業所税 床面積 1㎡につき6,000円	〃	〃	〃																											

年度		59	60	61	62	63	平成元																																													
税目	市 民 税	均等割		2,000円		均等割		均等割																																												
		所得割	均等割		均等割		均等割		均等割																																											
			均等割		均等割		均等割		均等割																																											
			均等割		均等割		均等割		均等割																																											
法人税割	均等割		均等割		均等割		均等割																																													
固定資産税		均等割		均等割		均等割		均等割																																												
軽自動車税	原動機付自転車 <table border="1"> <tr><td>50cc以下</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>90cc以下</td><td>1,200円</td></tr> <tr><td>125cc以下</td><td>1,600円</td></tr> </table> 軽自動車 <table border="1"> <tr><td>二輪</td><td>2,400円</td></tr> <tr><td>三輪</td><td>3,100円</td></tr> <tr><td>四輪乗用 営業用</td><td>5,500円</td></tr> <tr><td>四輪乗用 家用</td><td>7,200円</td></tr> <tr><td>四輪貨物 営業用</td><td>3,000円</td></tr> <tr><td>四輪貨物 家用</td><td>4,000円</td></tr> </table> 小型特殊自動車 <table border="1"> <tr><td>農耕作業用</td><td>1,600円</td></tr> <tr><td>その他のもの</td><td>4,700円</td></tr> </table> 二輪の小型自動車 4,000円	50cc以下	1,000円	90cc以下	1,200円	125cc以下	1,600円	二輪	2,400円	三輪	3,100円	四輪乗用 営業用	5,500円	四輪乗用 家用	7,200円	四輪貨物 営業用	3,000円	四輪貨物 家用	4,000円	農耕作業用	1,600円	その他のもの	4,700円	原動機付自転車 <table border="1"> <tr><td>50cc以下</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>90cc以下</td><td>1,200円</td></tr> <tr><td>125cc以下</td><td>1,600円</td></tr> </table> ミニカー 2,500円 軽自動車 <table border="1"> <tr><td>二輪</td><td>2,400円</td></tr> <tr><td>三輪</td><td>3,100円</td></tr> <tr><td>四輪乗用 営業用</td><td>5,500円</td></tr> <tr><td>四輪乗用 家用</td><td>7,200円</td></tr> <tr><td>四輪貨物 営業用</td><td>3,000円</td></tr> <tr><td>四輪貨物 家用</td><td>4,000円</td></tr> </table> 小型特殊自動車 <table border="1"> <tr><td>農耕作業用</td><td>1,600円</td></tr> <tr><td>その他のもの</td><td>4,700円</td></tr> </table> 二輪の小型自動車 4,000円	50cc以下	1,000円	90cc以下	1,200円	125cc以下	1,600円	二輪	2,400円	三輪	3,100円	四輪乗用 営業用	5,500円	四輪乗用 家用	7,200円	四輪貨物 営業用	3,000円	四輪貨物 家用	4,000円	農耕作業用	1,600円	その他のもの	4,700円						
50cc以下	1,000円																																																			
90cc以下	1,200円																																																			
125cc以下	1,600円																																																			
二輪	2,400円																																																			
三輪	3,100円																																																			
四輪乗用 営業用	5,500円																																																			
四輪乗用 家用	7,200円																																																			
四輪貨物 営業用	3,000円																																																			
四輪貨物 家用	4,000円																																																			
農耕作業用	1,600円																																																			
その他のもの	4,700円																																																			
50cc以下	1,000円																																																			
90cc以下	1,200円																																																			
125cc以下	1,600円																																																			
二輪	2,400円																																																			
三輪	3,100円																																																			
四輪乗用 営業用	5,500円																																																			
四輪乗用 家用	7,200円																																																			
四輪貨物 営業用	3,000円																																																			
四輪貨物 家用	4,000円																																																			
農耕作業用	1,600円																																																			
その他のもの	4,700円																																																			
市たばこ消費税		従価割 100分の14.3 従量割 1,000本につき350円		従価割 100分の14.3 従量割 1,000本につき640円		従量割		市たばこ税	1,000本につき1,980円 (旧3級品948円)																																											
電気ガス税		均等割		均等割		均等割		廃止																																												
ガス税		均等割		均等割		均等割		廃止																																												
木材引取税		均等割		均等割		均等割		廃止																																												
特別土地保有税		均等割		均等割		均等割		均等割																																												
都市計画税		均等割		均等割		均等割		均等割																																												
入湯税		均等割		均等割		均等割		均等割																																												
事業所税		均等割		均等割		均等割		均等割																																												
		均等割		均等割		均等割		均等割																																												

税目		年度	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12																															
市 民 税	個人	均等割	〃	〃	〃	〃	〃	〃	2,500円	〃	〃	〃	〃																															
		所得割	〃	<table border="1"> <tr> <th>課税総所得金額</th> <th>税率%</th> </tr> <tr> <td>160万円以下の金額</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>160万円を超える金額</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>550万円を超える金額</td> <td>11</td> </tr> </table>	課税総所得金額	税率%	160万円以下の金額	3	160万円を超える金額	8	550万円を超える金額	11	〃	〃	〃	<table border="1"> <tr> <th>課税総所得金額</th> <th>税率%</th> </tr> <tr> <td>200万円以下の金額</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>200万円を超える金額</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>700万円を超える金額</td> <td>11</td> </tr> </table>	課税総所得金額	税率%	200万円以下の金額	3	200万円を超える金額	8	700万円を超える金額	11	〃	<table border="1"> <tr> <th>課税総所得金額</th> <th>税率%</th> </tr> <tr> <td>200万円以下の金額</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>200万円を超える金額</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>700万円を超える金額</td> <td>12</td> </tr> </table>	課税総所得金額	税率%	200万円以下の金額	3	200万円を超える金額	8	700万円を超える金額	12	〃	<table border="1"> <tr> <th>課税総所得金額</th> <th>税率%</th> </tr> <tr> <td>200万円以下の金額</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>200万円を超える金額</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>700万円を超える金額</td> <td>10</td> </tr> </table>	課税総所得金額	税率%	200万円以下の金額	3	200万円を超える金額	8	700万円を超える金額	10
	課税総所得金額	税率%																																										
	160万円以下の金額	3																																										
160万円を超える金額	8																																											
550万円を超える金額	11																																											
課税総所得金額	税率%																																											
200万円以下の金額	3																																											
200万円を超える金額	8																																											
700万円を超える金額	11																																											
課税総所得金額	税率%																																											
200万円以下の金額	3																																											
200万円を超える金額	8																																											
700万円を超える金額	12																																											
課税総所得金額	税率%																																											
200万円以下の金額	3																																											
200万円を超える金額	8																																											
700万円を超える金額	10																																											
法人	均等割	〃	〃	〃	〃	<table border="1"> <tr> <th>従業員数 資本等の金額</th> <th>50人以下</th> <th>50人を超える</th> </tr> <tr> <td>50億円を超える法人</td> <td>410,000</td> <td>3,000,000</td> </tr> <tr> <td>10億円を超え 50億円以下の法人</td> <td>410,000</td> <td>1,750,000</td> </tr> <tr> <td>1億円を超え 10億円以下の法人</td> <td>160,000</td> <td>400,000</td> </tr> <tr> <td>1千万円を超え 1億円以下の法人</td> <td>130,000</td> <td>150,000</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下の 法人等</td> <td>50,000</td> <td>120,000</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td>50,000</td> <td>50,000</td> </tr> </table>	従業員数 資本等の金額	50人以下	50人を超える	50億円を超える法人	410,000	3,000,000	10億円を超え 50億円以下の法人	410,000	1,750,000	1億円を超え 10億円以下の法人	160,000	400,000	1千万円を超え 1億円以下の法人	130,000	150,000	1千万円以下の 法人等	50,000	120,000	上記以外の法人等	50,000	50,000	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃									
	従業員数 資本等の金額	50人以下	50人を超える																																									
50億円を超える法人	410,000	3,000,000																																										
10億円を超え 50億円以下の法人	410,000	1,750,000																																										
1億円を超え 10億円以下の法人	160,000	400,000																																										
1千万円を超え 1億円以下の法人	130,000	150,000																																										
1千万円以下の 法人等	50,000	120,000																																										
上記以外の法人等	50,000	50,000																																										
	法人税割	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃																															
	固定資産税	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃																															
	軽自動車税	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃																															
	市たばこ税	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	1,000本につき2,434円 (旧3級品1,155円)	〃	1,000本につき2,668円 旧3級品1,266円 (旧1.5.1より)	〃																															
	特別土地保有税	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃																															
	都市計画税	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃																															
	入湯税	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃																															
	事業所税	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃																															

税目		年度		13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
		13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27		
市 民 税	個人	均等割	〃	〃	〃	3,000円	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	3,500円	〃
		所得割	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一律6%	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	法人	均等割	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
法人税割			〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	14.7 100	$\left[\begin{array}{l} 10月1日以後開 \\ 始する事業年度 \\ 分から \end{array} \frac{12.1}{100} \right]$
固定資産税		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
軽自動車税		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
市たばこ税		〃	〃	1,000本につき2,977円 旧3級品1,412円 (H15.7.1から)	〃	〃	1,000本につき3,298円 旧3級品1,564円 (H18.7.1から)	〃	〃	〃	〃	〃	1,000本につき4,618円 旧3級品2,190円 (H22.10.1から)	〃	〃	1,000本につき5,262円 旧3級品2,495円 (H25.4.1から)	〃	〃
特別土地保有税		〃	〃	当分の間、課税停止	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
都市計画税		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
入湯税		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
事業所税		〃	〃	新增設に係る事業所税廃止	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

税目		年度	28	29	30	R1	R2	R3	R4
市民税	個人	均等割	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
		所得割	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	法人	均等割	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
		法人税割	〃	〃	〃	$\frac{12.1}{100}$ <small>10月1日以後開始する事業年度分から</small>	$\frac{8.4}{100}$	〃	〃
固定資産税			〃	〃	〃	〃	〃	〃	
軽自動車税	種別割 (令和元年以前は軽自動車税)	税率 原動機付自転車 〔50cc以下 2,000円 90cc以下 2,000円 125cc以下 2,400円 ミニカー 3,700円〕 軽自動車 〔二輪のもの 3,600円 三輪のもの 3,900円 四輪乗用営業用 6,900円 四輪乗用自家用 10,800円 四輪貨物営業用 3,800円 四輪貨物自家用 5,000円〕 小型特殊自動車 〔農耕作業用のもの 2,400円 その他のもの 5,900円〕 二輪の小型自動車 6,000円 ※三輪以上の軽自動車の税率は、新規検査（新車新規登録）や燃費性能などにより異なります。	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
	環境性能割 (令和元年10月1日から)					課税標準は取得価格。 税率は0%～2%	〃	〃	〃
市たばこ税			1,000本につき5,262円 旧3級品2,925円 (H. 28. 4. 1から)	1,000本につき5,262円 旧3級3,355円 (H. 29. 4. 1から)	1,000本につき5,262円 (H30. 10. 1から5,692円) 旧3級品4,000円 (H. 30. 4. 1から)	1,000本につき5,692円 (旧3旧品はR1. 10. 1から)	1,000本につき5,692円 (R2. 10. 1から6,122円)	1,000本につき6,122円 (R3. 10. 1から6,552円)	1,000本につき6,552円
特別土地保有税			〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
都市計画税			〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
入湯税			〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
事業所税			〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃